

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成24年3月13日

摂津市議会

目 次

建設常任委員会

3月13日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
議案第1号所管分、議案第9号所管分の審査	2
質疑（藤浦雅彦委員、木村勝彦委員）	
議案第33号の審査	5
質疑（藤浦雅彦委員、木村勝彦委員）	
議案第5号、議案第12号の審査	7
補足説明（土木下水道部長）	
質疑（藤浦雅彦委員、原田平委員、木村勝彦委員、野原修委員）	
議案第2号、議案第10号の審査	25
補足説明（水道部長）	
質疑（藤浦雅彦委員、原田平委員、木村勝彦委員、野原修委員）	
議案第20号の審査	45
補足説明（水道部長）	
質疑（藤浦雅彦委員、原田平委員）	
議案第37号の審査	47
議案第38号の審査	47
質疑（木村勝彦委員、原田平委員、藤浦雅彦委員）	
採決	51
所管事項に関する事務調査について	52
散会の宣告	52

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成24年3月13日（火）午前10時 開会
午後4時36分 散会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 大澤千恵子 委員 藤浦雅彦
委員 木村勝彦 委員 原田平

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
都市整備部長 小山和重 同部次長 吉田和生 建築課長 林弘一
土木下水道部長 藤井義己 同部次長兼下水道事業課長 渡辺勝彦
同部参事兼道路管理課長 堀和夫 同部参事兼下水道業務課長 石川裕司
道路管理課参事 川上昭人 道路交通課長 山本博毅
水道部長 宮川茂行 同部次長兼工務課長兼浄水課長 原正己
同部参事兼総務課長 東角泰典 営業課長 林彰彦

1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局書記 田村信也

1. 審査案件（審査順）

議案第1号 平成24年度摂津市一般会計予算所管分
議案第9号 平成23年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分
議案第18号 摂津市自転車安全利用倫理条例制定の件
議案第33号 摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件
議案第5号 平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
議案第12号 平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第2号 平成24年度摂津市水道事業会計予算
議案第10号 平成23年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第20号 摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例制定の件
議案第37号 摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第38号 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
所管事項に関する事務調査について

(午前10時 開会)

○山本靖一委員長 ただいまから建設常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は野原委員を指名します。

議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

先日の藤浦委員の質疑に対する答弁を求めます。

小山部長。

○小山都市整備部長 先日藤浦委員から、旧千里丘東1丁目ちびっ子広場に隣接する住宅開発にかかわりまして、摂津市開発協議基準における公共空地の取り扱いについてのご質問がございました。開発につきましては、面積が2,472平米でありまして、都市計画法による開発基準の3,000平米以下の開発規模であり公共空地を確保する開発には該当せず、また隣接用地の開発につきましては個々が建築確認により建築されているということもありまして、市の開発協議基準の第7条第5項にも該当しないことから公共空地を求めなかったものであります。そしてご指摘のありましたちびっ子広場につきましては、個人の私有地であったことから相続の発生によりまして返還を求められましたので、本年2月に更地化し返還をいたしたものでございます。しかし本地域におきましては、公園やちびっ子広場がなく、憩いの空間の提供の面からも課題のある地域としては認識しております。

今後におきましては緑の基本計画の策定をいたしますので、地域の実情を調査する中で重点地区として位置づけながらどのような施策がとれるかというのを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 答弁もあったんですけど、この件についてはもう一度私なりによく基準を読みながら整理をしたんです。まず最初にその部分の開発については、長年の懸案で地元の要望でありました下水管布設と接続の話、これは最高裁までいって結局敗訴したというような経緯がある中で解決されたということについては評価するというところで、それを前提として話をしたいと思いますが、1点目に先ほどもありました開発協議基準の第7条第5項、公共空地という部分について、これを読みますと開発者は開発区域の面積が3,000平米以上で住宅建設を目的とする開発行為を行う場合は、施行基準の定めるところにより公共空地を開発区域内に設けなければならないということになってます。今回の開発区域が都市計画法によります開発区域としては2,472平米ということで3,000平米以下ということになってはいますが、区域が3つほどありまして、合わせると3,000平米を超えるということになっていました。摂津市の開発協議基準によりますと開発行為というのはいろいろ項目がある中で、建築基準法の第2条第13項に規定する建築行為は開発行為となっています。これは内容を言いますと建築物を建築し、増築し、または移転することになっているということです。これらはすべて開発行為ということになりまして、しかしその中では同じく第4条第1項で300平方メートル未満のもの、もしくは10メートル未満の建築物を建築する場合は、協議申請を省略することができるということになっています。省略はできても開発は開発なんです。摂津市で言う開発なんです。だから全部が開発になるんです。しかも但し書きというのがありまして、2年未満に、同一開

発者、また同一土地所有者によって開発行為が生まれた場合は合計として3,000平米以上になる場合は、同一事業であるというふうにみなすという規定です。このケースも隣接して同じ事業者が、例えば300平米未満のものであっても合計して3,000平米以上であれば当然同一事業とみなされるわけであって、今回は同時に、しかも同じ人が転売をする、販売目的ですから開発者として同じ人が合計では3,000平米以上になるということになってますので、これは開発行為として3,000平米以上と言わざるを得ないと思うんです。ただ、今回は先ほど言いましたように、以前から住民から大変要望が寄せられていた下水道布設の問題を解決することを優先された中で、都市計画法によります開発区域と今回摂津市における開発協議基準によります開発のことを拡大解釈をされたというふうなことになるんだろうと思います。これはもう終わったことなので蒸し返すということにはならないわけですが、ただ今後もこういうケースで一部建築確認すれば開発の3,000平米以下にすることができるという前例となっていて、それがまた開発業者がそういう手段をとるということになりまして、これはせっかく開発基準を設けて空地を取っていきこうという、それをなし崩しになる可能性がありますので、今後のさらにこういったケースも含めて明確に開発基準というものについては3,000平米の規定をしっかりと網掛けをした上で、それを改正をしたことをきちっと明記して、開発業者に対してもそのことを公表することを要望し、一体は一体だという考え方のもとで今後そういうふうにしていただきたいということ、これはぜひ要望しておきたいと思います。

それから2点目には大阪府から権限移譲というのがありました。平成24年度から都市計画法に基づく開発行為の許可も本市が行うということに計画ではなってます。したがって今後は開発基準もそうですし、都市計画法に基づく考え方も要はその考え方に委ねられるということになってまいりますから、よりしっかりとした対応が求められるということになります。開発業者に対してこういう業者に有利な解釈にならないように、屈しないように対応することが求められておりますし、そのことは非常に大事だと思います。開発協議基準は条例の裏づけがありませんので、法律的には拘束力がないんです。そういう意味では担当者の強い対応が求められますし、ある意味ではこれから住む人の立場にたって住みにくいまちづくりは絶対させないというふうな強い使命感が必要であると思います。そういう人材の確保と体制づくりについて本当に市当局としては認識をされているのかどうか、本来なら副市長に1回お問い合わせをしたいところではありますが、これは要望としたいと思います。

それと3点目には今回の予算で都市計画マスタープランとか住宅マスタープランまたは緑の基本計画の改定のための予算が組まれていますけれども、実際に計画ができ上がっても民間開発業者に対して現実にこの計画の実現に向けたまちづくりを行ってもらうためには、この開発協議基準が最も重要になってくると思うんですけれども、そういう意味ではこの開発協議基準と今後つくられるマスタープランがちゃんと整合しているということも重要になってまいりますし、そういう意味ではあわせてこの開発協議基準の整合性をちゃんと見直しをしていただくということも要望しておきたいと思います。

4点目には実際に千里丘東1丁目にはちびっ子広場がなくなってしまいました。しかもたくさんの新しい住宅が立ち並んでいまして子供たちがたくさん増えてますし、そういう意味ではこのことについては早急な取り組みとして、主として対応を考えていただきたいということを要望いたします。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

木村委員。

○木村勝彦委員 藤浦委員の質問に関連するんですけども、住宅開発する場合に建築基準法あるいは民法等のいろんな法の規制を受けて開発業者にもいろいろと制約が加えられるんですけども、現実に東別府でも一括開発をせずに一件ずつ建築をしてやっていくというような手法をとった業者もありましたし、正雀本町2丁目でも一戸建て住宅でしたけれどもやはり隣地との50センチの空間を確保されないということで開発が進められた経緯があります。私もこの2つの例に関係したんですけども、結局、建築基準法、民法はざる法で、抜け道がたくさんあります。業者は非常に強気な態度で地元の住民に折衝していきますし、そういう点では行政の行政指導、どこまでやっておられるのかなということについて若干疑義を感じるケースがあります。私はその2件の案件についていろいろと業者と折衝しました。最初は業者は市の許可をもらってますと、錦の御旗をもらってるから規定どおりやっていきますということまで突っ張ってきたんですけども、私はそういう事では近隣の住民は納得しないということで、訴訟を起こすということをや業者に提起しました。そうしたら業者のほうも最初は強行に、先ほど申し上げましたように市の許可をもらってるんだから、何ら問題ないんだからということ

を言うておりましたけれども、最終的に訴訟を起こすと、工事差止請求をするということを言いますと、上司と相談してくるというような形で持って帰られて、最終的には社長が来られてどうするんやということを言いましたら、うちは規定方針どおりやらしてもらいたいということで、そうしたら工事差止請求させてもらうということを言いますと、ちょっと待ってください、一回持ち帰って検討させてもらいたいということで再度持ち帰ってきた結果が、これから摂津市内で開発行為をやっていきたい、そういう点では周辺住民との調和、話し合いというものを大事にしたいから何とか改善しますということで鉄骨三階建ての棟上げをしておったんですけども、結局は鉄骨を解体してもう一から建て直しをしたということが正雀本町2丁目でもありました。

東別府の例を言いましても市の水路を利用した形で開発しようとして、結局そのことも同じように対応したところ業者のほうもこれは改善するということになりました。今回も東別府の電電公社の跡地にスーパーがきて、開発をする中で、一括開発ではなしに開発を進めているというようなパターン、いろんな手法をとっていきます。そういう点では行政の指導というのはどこまで徹底されておるのかなという疑問を私は感じるわけです。我々が住民と一緒にやって対応したら業者の態度が変わるというところ、住民パワーだと言ってしまえばそれまでですけども、やはり行政が摂津市のまちづくりをする上で毅然として指導していくという態度が必要だと思うんです。法があるから、悪法も法なりで法の道理を出してこられたらどうしようもないということではなしに、やはり開発業者と行政のお互いのまちづくりに対する情熱、信頼関係

を通して摂津市のまちづくりに協力してもらおうという強い態度で指導していくことが大事だと思うんです。その辺の担当部としてのお考えを説明願いたいと思います。

○山本靖一委員長 小山部長。

○小山都市整備部長 木村委員のご指摘のとおり今後、住宅開発あるいはさまざまな開発につきまして、摂津市の開発協議基準に基づきまして的確に指導してまいりたいと思います。今後も職員につきましてもそういう指導を行ってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 部長からそういう答弁いただいたんですけども、これからやっていこうという姿勢をしっかりと持って業者と折衝すべきだと思いますし、さらに加えて鳥飼野々3丁目のマンションの建設のときでも日照権の問題で、非常に曖昧な線引きをされて周辺住民の方が自分のとこだけが除外されておるということで相談に来られて、結局その業者ともいろいろと折衝した結果、最初は自治会長から判をもらっていますということと突っぱねておったんですけども、最終的に私も中に入っているいろいろと折衝した結果、その方にも補償を出すというような形になったケースもあります。そういう点では周辺住民の理解を得るための努力を業者がどれだけしたかというのをきちりと点検してやっていかないと、そういうふうに行政の許可をもらったということを業者は錦の御旗にします。そのことが地域の負担につながっていったり周辺住民に迷惑かけたりということになってくるんですから、やはり整然としたまちをつくっていかうと思えば担当部のほうでしっかりとチェックをしながら業者

に対して指導していくという姿勢を今後も貫いてもらいたいということでこれは要望にしておきます。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

以上で議案第1号所管分及び議案第9号所管分の質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時16分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

議案第33号の審査を行います。本件については補足説明を省略し質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 今回、3つの市営駐車場の料金の改定ということでございますけども、基準をどのように考えて改定をされたのかということについて質問したいと思います。

○山本靖一委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 それでは、藤浦委員の1回目の質問にお答えさせていただきます。

駅周辺には民間の駐車場で1日最大400円か1,000円程度までの駐車場がございます。私どもは8時間上限として1,700円という形をずっととらせていただいておりますけれども、利用率が低下しておりましたので、利用率向上と駅周辺での違法駐車防止対策を図る意味で1,000円までのところを侵さない程度でということと1,000円上限、30分100円、5時間は全部で1,000円という形をとらせていただいたところでございます。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 私が見てきたところ、JR千里丘駅周辺の民間駐車場で言いますと、30分100円、12時間で70

0円というのがありました。それから60分で100円、24時間で1,000円という所もあります。8時から20時までが30分で100円、20時から朝の8時まで60分で100円、24時間で900円という所もありました。

また、モノレール摂津駅の自動車駐車場ですけれども、十三高槻線の高架下のところ、学園町にありますけど、大阪府の敷地にある駐車場は60分で100円、24時間で500円です。市役所の駐車場はただですから、ほとんどとめられる可能性の少ない駐車場になっていると思います。

それから、モノレール南摂津駅の駐車場です。高架下のところに設けてある民間駐車場は7時から19時が45分で100円、19時から朝の7時まで60分で100円、24時間で800円ということになってます。それからアトリウム南摂津の民間駐車場は2時間無料、これは店と一緒にありますから2時間無料で、それ以降60分が100円、24時間で600円ということになってます。

JR千里丘駅とモノレール南摂津駅とは大分条件が違います。大分価格が低いです。したがって、今回改正された1,000円上限で本当に妥当なのかどうかという、本当に利用してもらおうということでの判断になるのかどうか、もう一回、周辺の駐車場の値段とあわせてご答弁いただきたいと思います。

○山本靖一委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 確かに私どもが最初に考えましたのもフォルテ摂津の駐車場の利用率のことを考えております。南摂津駅のところでもそうなんですけど、駅近くということで高架下においてそのまま駅に上がっていただけという形で同じ料金体制をとらせていただいたとこ

ろでございます。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 本来、民間的な考え方で採算のとれるように駐車場の値段を設定するのであれば、この現状、周辺にある部分よりも少し高めぐらいに設定しとかなないと恐らく採算がとれないだろうと思うんです。どちらかという公平性を考えて3つとも同じ値段にしたというふうにとらえられるんですけど。その辺の考え方としては、細かく分析して、例えば、南摂津の駅前には民間駐車場が上限800円なら同じ800円にするとか、そんなに距離も変わらない、ほとんど一緒ですから、実際、朝に見にいったら、民間駐車場には結構車がとまっているんです。市の駐車場には2台しかとまってません。

その辺の感覚をしっかりと持ってもらって、今回条例が議案として上がってますけど、経過を見ながら、注視しながら、民間的な考え方をしっかり考慮した上で値段の設定をしていただきたいということでこれは要望とします。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

原田委員。

○原田平委員 自動車駐車場の料金については、以前から私も指摘をしてきまして、この改正案に至ったのだと思います。出された料金についてはおおむね妥当かという判断を出しております。先の委員会でも申し上げましたようにやはり利用していただくために値下げをし、大いに利用していただいて採算性を図るということを検討していただけたと思うわけでございます。

摂津市立の自動車駐車場条例は5つあります。このうち摂津市立小川自動車駐車場は1日1回300円という料金設定がされています。これについて以前から考えておったわけではありますが、公平性

から言えば、改定をしなければならない。
もともと文化ホールの使用とか旧総合福祉会館等の利用ということもあったわけ
であります。今はもうそういうことは
関係なしに利用をしております。市立の
自動車駐車場という観点から言えば、統
一しなければならないと感じておるわけ
ですが、どういったお考えお持ちなのか
お尋ねいたしたいと思ひますし、コミュ
ニティプラザの駐車場は500円という
ことになってます。施設利用ということ
があるんでしょうけれども、小川駐車場
との兼ね合い、やはり一元管理をして、
統一しなければならないと考えているの
ですけれども、お考えをお聞きいたした
いと思ひます。

○山本靖一委員長 藤井部長。

○藤井土木下水道部長 それでは条例の
全般論になりますので、私のほうから答
弁させていただきます。確かに市立自動
車駐車場条例の中には5つの駐車場を規
定しております。その中の所管といた
しましては、小川駐車場のみが生活環境
部の自治振興課の所管で運営しておる駐
車場でございます。それ以外の4つ駐
車場、フォルテ摂津自動車駐車場、それ
からモノレールの摂津駅前自動車駐車
場、それから南摂津駅前第1自動車駐
車場と第2駐車場この4つの駐車場につ
きましては土木下水道部の道路交通課の
所管で運営しております。確かに、委員
がご指摘のように条例の中での料金設
定におきましては、小川駐車場だけは1
回1日300円ということになってお
ります。この辺の市立自動車駐車場条
例の中でのバランスがおかしいと思ひ
ますので、これにつきましてはどうい
うふうに一元化を考えるのか、1回当
たりをやめるのか、もしくはコミュニ
ティプラザ条例の中に入っております
駐車場、タワー

パーキングですが、あれは1回500円
ということで規定しておる駐車場にな
っておりますので、この辺につきまし
ても市内部で検討していきたいと思
っております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 部長からご答弁いただき、
考えを聞いたわけでございますが、小
川駐車場もコミュニティプラザの駐
車場も市が管理しているわけですし、
預けられる仕組みについては、公平
性というものを守らなくてはなら
ない。小川駐車場の300円が安い
というふうに思ひけれども一方によ
れば30分です出ず場合は30分
で300円という法外な値段になる
わけですね。だからそういった意味
でやはりこの際に統一をきちっと
して、生活環境部所管事項は当委員
会では審査できませんが、やはり
そういうところも統一していただ
きたい。副市長に見解を求めたい
んですけれども民生常任委員会
のほうに出られておられますので、
その旨お伝えいただきたいとい
うことが私の言いたいこと
です。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時28分 休憩)

(午前10時29分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。議案第
5号及び議案第12号の審査を行います。

本2件のうち議案第12号については
補足説明を省略し、議案第5号につ
いて補足説明を求めます。

藤井部長。

○藤井土木下水道部長 それでは、議
案第5号、平成24年度摂津市公共
下水道事業特別会計予算につきま
して目を追って主なものについて
補足説明をさせてい

たきます。

予算書の12ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、款1、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、公債費負担金は、前年度に比べ2,221万3,000円の減額となっております。これは吹田市及び茨木市の下水が一部本市の公共下水道管に流入するため、両市より当該公共下水道管の起債償還にあわせて負担金を徴収しているもので、起債償還金の減少に伴い負担金額が減少することによるものでございます。

目2、受益者負担金は、前年度にくらべ660万5,000円の増額で、これは賦課面積の増加によるものでございます。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、下水道使用料は、前年度と同額といたしております。

項2、手数料、目1、下水道手数料は、前年度に比べ1万円の増額で、これは排水設備に係る指定工事店登録件数の増加を見込んだものでございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金、目1、下水道事業費国庫補助金は、前年度に比べ3,750万の減額で、これは補助事業の減少によるものでございます。

14ページ、款4、繰入金、項1、目1、一般会計繰入金は、前年度に比べ2,531万7,000円の減額でございます。これは主に公債費の減少によるものでございます。

款5、諸収入、項1、資金貸付金返還収入、目1、水洗便所改造資金貸付金返還収入は、前年度にくらべ4万9,000円の減額で、これは貸付件数の減少に伴う返還金の減少によるものでございます。

項2、目1、雑入は、共通仕様書の改定を行い、一部をホームページへの掲載

を始めることに伴い、7,000円の減額となるものでございます。

款6、市債、項1、市債、目1、下水道債は、前年度に比べ9,980万円の減額で、これは主に資本費平準化債の減少によるものでございます。

続きまして歳出でございますが、予算書の16ページをお開き願います。

款1、下水道費、項1、目1、下水道総務費は、下水道業務課及び下水道事業課職員の人件費のほか、節13、委託料では地方公営企業法適用支援業務に係る委託料、節19、負担金、補助及び交付金では、日本下水道協会などに対する負担金、節27、公課費では、消費税及び地方消費税でございます。

下水道総務費は、前年度に比べ2,012万円の増額で、これは主に地方公営企業法適用に向けた委託料の増加によるものでございます。

項2、下水道事業費、目1、下水道管理費は節11、需用費では、下水道施設の維持管理に係る消耗品などでございます。

18ページをお開き願います。

節13、委託料では、集中管理室、ポンプ場設備、親水施設などの維持管理に係る委託料、下水道使用料徴収事務委託料及び管渠などの調査委託料でございます。

節15、工事請負費では、十三高槻線整備に伴います下水道管移設工事費、節19、負担金、補助及び交付金では、安威川流域下水道維持管理負担金など、節21、貸付金は、水洗便所改造資金貸付金でございます。

下水道管理費は、前年度に比べ4,913万円の減額で、これは主に公共下水道管理事業に係る委託料の減少によるものでございます。

目2、下水道整備費は、下水道事業課職員の人件費のほか、20ページに示しております節13、委託料では、工事設計外委託料などでございます。

節15、工事請負費では、公共下水道工事費、節19、負担金、補助及び交付金では、安威川流域下水道建設負担金、節22、補償、補填及び賠償金では、下水道工事に伴う水道管などの移設費でございませう。

下水道事業費は、前年度に比べ1,097万5,000円の減額で、これは主に工事設計委託料の減少によるものでございませう。

款2、公債費、項1、公債費、目1、元金は、公共下水道事業債、流域下水道事業債、及び資本費平準化債の元金償還金で前年度に比べ、4,282万7,000円の減額でございませう。

目2、利子は、前年度に比べ9,545万9,000円の減額でございませう。

款3、予備費、項1、目1、予備費は、前年度と同額でございませう。なお給与費明細書につきましては24ページから31ページに、地方債に関する調書につきましては32ページそれぞれ記載しておりますのでご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第5号、平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計予算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わり質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 何点か質疑をさせていただきます。

まず1点目、受益者負担金についてでございます。予算書の12ページ款1、分担金及び負担金、項1、負担金、目2、受益者負担金について1,400万5,

000円となっております。前年度が740万円でしたので倍近くになっておりますけれども、内容をご説明いただきたいと思ひます。

それから2番目、下水道の使用料でございませう。同じく12ページ款2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、下水道使用料で、18億3,502万円、昨年度と同額になってますけれども、これは経済の状況とか東日本大震災、また電力不足、いろいろなことがありますけれども、収支の見通しとあわせて今年度の下水道の使用料の予測について、去年と比べてどうだとかご説明いただきたいと思ひます。

3番目に、福祉減免の影響額です。福祉減免が廃止されることになると、若干増収になると思ひますが、幾らぐらいになるのか確認したいと思ひます。

4番目に、資本費平準化債でございませう。予算書14ページ、款6、市債、項1、市債、目1、下水道債、資本費平準化債12億2,300万円ということでございます。この状況についてご説明いただきたいと思ひます。

5番目に、安威川流域下水道維持管理負担金についてでございます。予算書18ページ、款1、下水道費、項2、下水道事業費、目1、下水道管理費、安威川流域下水道維持管理負担金6億2,140万1,000円ですけども、どのような根拠でこういうふうになっているのかご説明お願いします。

6番目に公共下水道事業についてでございます。予算書では20ページの款1、下水道費、項2、下水道事業費、目2、下水道整備費、工事請負費中、公共下水道工事で2億6,300万円でございますが、総延長で2,347.4メートルの工事になるということでございます。この工事によりまして人口普及率は約何

%増えることになるのかと、これによってトータルとして市内の人口普及率は何%になる予定なのかということをお教えください。

最後に7番目でございますが、職員数の減少についてでございます。一覧表で言いますと職員数について昨年より2人減って14名態勢ということになっているようでございますが、どのような状況になっているのか最初に説明をお願いしたいと思います。

○山本靖一委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 まず1点目の受益者負担金でございますけれども、受益者負担金につきましては、賦課面積が増えるということで前年は722万円でございますけれども今年度は1,382万円、これが現年度分でございます。滞納繰越分18万5,000円を含めまして予算額となっております。受益者負担金については期別で納付される場合と一括で納付される場合があるんですけども、予算では開発物件等については一括納付として計上しております。それ以外につきましては、期別納付として調定額に収納率86%程度を乗じて算定しているということでございます。次の使用料でございますけれども、昨年と同額にしております。平成19年度に20億円を超えたんですけども、以降ずっと減少してきております。これは節水意識の定着ですとか景気の影響があると考えておりますけれども、平成23年度、今年度につきましては、予算額程度、18億3,500万程度を見込めるというのが今の予想でございます。そういうことで平成19年度以降続いておりました減少傾向には歯止めがかかるというか、一定のところに着こうとしていると思われま。ただ、これが平成23年度で終わる

のかどうか、そこら辺はまだはっきりとわかりません。ただ私どもが大口の企業等に電話で節水の計画等があるのかというようなことも聞いておまして、そういう計画はないということです。景気の影響というのは大きいと思われまけれども、特にそういった節水の計画はないということです。一般家庭等につきましては、しばらく節水ということが続いていくのかなとは思いますが、その減少率も若干低下していております。さらに平成24年度につきましては、新規分もあるし、福祉減免の廃止ということもございまして、前年度と同額としたということです。その福祉減免の廃止の影響額でございますけれども、年間で大体1,800万円を見込んでおります。半期ですと900万円ということになっております。平成24年度は900万円程度を見込んでいるということでございます。

平準化債でございますけれども、引き続き中期財政見通しで、平準化債の発行が見込まれているということで、今後についても我々も必要だと考えております。

平準化債は年間6%元金を返し、3年間据え置きということで、10年間で42%の元金を償還します。10年目に一括償還となります。残り58%分について一括償還になるわけなんですけれども、その財源としては借換債を予定しているということで、平成26年度以降、平準化債の一括償還が始まるということで、公債費も増えますが、借換債の発行を行うということでございます。

安威川流域下水道維持管理負担金の内訳ですけれども、負担金につきましては前年よりも約640万円の減少になっております。その内訳としましては、安威川流域分で392万円の減少、淀川右岸流域分で247万円の減少となっております。

す。安威川流域分の減少につきましては、電力量と電力の単価等が上がるということ、さらに退職者も増えるということで、中央処理場全体としては増額になるんですけども、本市の負担金としては全体では先ほど言いましたように400万程度の減少になるということです。この理由としては、ひとつは汚水の負担割合が前年度は19.29%でございましたけども、今年度については19.09%で、負担率が若干下がっているということがございます。

味舌ポンプ場、摂津ポンプ場の経費につきましても、両ポンプ場で400万円程度の減少ということになっております。

一方で先ほど言いましたように、退職者の増加等から人件費は520万円程度の増になります。これら全体では中央処理場での減少、ポンプ場での減少、総務費と人件費では増えますけども、安威川流域分としては400万円程度の減少になるということです。

淀川右岸流域分でも減少になるんですけども、これは退職者の減少に伴いまして減になるということで、247万円程度の減になるということで、両方で640万円程度の減になるという内容でございます。

それから、最後の職員数が前年より2名減少しているということで、平成23年度から整備課と管理課が一緒になって事業課ということになりました。今まで課ごとの業務が一緒になったということで、繁忙期にお互いに協力し合えるというようなこともありますし、またそれぞれ年数を経て経験を積んだということで、今まで以上に業務がこなせるようになったということもあります。

さらに下水道事業課も業務課もそうなんですけども、一般会計にまたがる業務

というのがございまして、そういった一般会計と特別会計にまたがる職員というのは、一般会計のほうで負担をしてもらっているというような事情もございまして、特別会計としては2名減少ですけども、実際にはそれ以上の職員で対応しているのが現状でございます。

ただ、今後、業務量等が増えてくれば今の人員でいいのかどうか、これは今後の課題ということになるかと思えます。

○山本靖一委員長 渡辺次長。

○渡辺土木下水道部次長 それでは、6番目の質問に答弁いたします。

平成24年度の下水道工事による普及率の推移はどうなるのかというようなことで、下水道工事なんですけども、全体で約2.3キロメートルの工事を計画しておりまして、普及率に反映します住宅関連の工事のほとんどが相生住宅の事業になってまいります。その事業が約640メートルを考えておりまして、それに伴いまして、普及率といたしましては、0.4%のアップと考えております。

現在普及率として集約させていただいておりますのは、平成22年度末の普及率で、合流区域が99.3%、分流区域で95.4%、市全体で97.3%という状況になってございます。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 1点目の受益者負担金でございますけども、3年間で6期に分割して納付というシステムですけども、平成22年度でも結局、一括納付が8割を超えていたということで、増額補正をされたというようなことがありまして、今回は開発分については一括納付されるという予測になっているということでございまして。これは、理解いたしました。結構でございます。

それから2番目の下水道使用料でございますが、減少については、一定歯どめがかかっているのかなという見方であるということでございまして、しかし一般家庭については節水についてはこれからも続くであろうというふうな予測であるということでございました。

平成22年度決算では、実質収支の赤字額が前年度の1億1,296万2,194円から294万1,983円に大幅に圧縮をされました。そのときの要因は資本費平準化債7,000万円の増額や安威川流域水道からの返還金が3,000万入ったということであって、実際には下水道使用料については減少しているということでございましたけども、実質収支の赤字額の関係ではどういう見方をされていて、黒字に転換していくというような見通しになるのか、その見直しをお願いしたいと思っております。

それから福祉減免額としては、これはわかりました。結構でございます。

それから、資本費平準化債の発行についてもこれも毎回お聞きをしまして、平成22年度の決算の時に、中期財政見直しでも少なくとも平成29年度までは発行する必要があるということと言われていましたし、それから借換債が平成26年から始まってくるということもありまして、全体の償還計画が非常に気になるんです。これも、毎回聞いているんですけど、非常に不安なんです。どんどん口数が増えることによって償還額が減らないという状況が続いていっているということになりますけども、数年分の計画は前回いただいているんですけども、この償還計画と平準化債の発行、それから借換債の発行等について、本来なら一覧表なりを作って管理していくということが肝要だと思うんですけども、この辺の考

え方はどうされているのか。管理の仕方、それからどういう見方をされているのか、非常に心配なので一度聞いておきたいと思っております。

それから5番目の安威川流域下水道維持管理負担金についてでございますが、これは理解しました。

6番目の公共下水道事業につきましては、平成22年度末は前回は答弁をいただいておりますが、平成24年度の工事を実施した場合の状況はわかりました。

鳥飼八町地域、以前に計画があったんですが、東別府に公共下水道が入ることになって東別府が優先になってきたと思うんですけども、この辺の考え方も一度、今後の計画の確認をしておきたいと思っております。

それから7番目、職員数についてでございますが、実際には14人以外にも一般会計の分で把握されている、所管されている方も入っていますよということでございますが、一番心配しているのは業務が今まで過去にはいろいろと徴収漏れの件があったりとかありましたけど、今後は下水道企業会計の移行なども進めていくということになるでしょうから、十分な人的体制が取れているのかどうかということが気になっているわけございまして、そういった業務の面からどういう状況になっているのか再度この点についてご答弁いただきたいと思っております。

○山本靖一委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 赤字の解消見込みでございますけども、使用料収入が予算額程度確保できれば赤字は十分解消されると考えております。今の予想では赤字は解消されるというふうに考えております。

平成24年度以降につきましても、使用料収入次第かと思っております。大幅に落ち

込むようなことがなければ、大幅な黒字とはいかないと思いますけれども、ほとんとんくらいでいけるのかなというふうに考えております。

それと、資本費平準化債ですけども、以前は経営健全化計画というのを作成しております。そういった計画が必要ということで、以前、委員から指摘された経緯がございます。現在内部で、中期計画を作成しております。そういった中で公債費、さらには起債の発行額、こういったものをトータルで見たい、管理運営に今まで以上に力を注ぎたいと考えているところでございます。

それから企業会計への移行に向けて職員がどうなるのかというご質問でございますけども、大きな課題として我々も企業会計に精通した職員をこれからも育成していかなければならないと考えています。

今、個人でいろいろ企業会計の勉強等はしておりますけども、異動等があればそういった職員もいなくなってしまうということもございますので、そういった職員を確保するように人事課とも話をしておるところでございます。そういった企業会計移行に向けた職員の確保に今後も努めていきたいと思っております。

○山本靖一委員長 渡辺次長。

○渡辺土木下水道部次長 鳥飼八町地域の事業計画ということでございまして、八町地域自体が市街化調整区域ということでございます。実際に事業を行うといたしますと、補助事業の採択基準から言いますと、普及率が90%を超えれば事業区域に入れていきますよという内容のもとに計画をいたしておるんですが、今近々の課題の相生住宅、これが平成23年、平成24年、平成25年というかた

ちで整備をしていこうと考えてございます。その整備が終わりましたら、八町地域も補助事業として事業採択の条件は満たしておる状況でございますので、平成23年度、今年も委託発注をさせていただいております。

八町区域をその事業認可区域に入れる委託も今かけている状況で、その事業認可区域に入れていくための準備をしているという状況でございます。

ですから、相生住宅が一定めどがつく中で、八町区域の方へ入っていききたいというふうな計画を今持っております。よろしくお願ひいたします。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 最後にさせていただきますと思いますが、まず2番目の下水道使用料の件でございますが、予定どおりであればとんとんになりますよということで、赤字は何とか避けれるというようなご答弁でございました。

下水料金は、摂津市は安い料金ではありませんので、どうか下水道料金を計画的に今後も見通しをつけながら、ずっと据え置いていけるように市民生活に影響が及ばないようにお願いしておきたいと思っております。

それから資本費平準化債について中期計画を作っていたというところでございますので、ぜひこれは早期に作っていただきながら、我々にも示していただいて安心さしていただけたらありがたいと思っております。これは計画的な運用をしていただくようお願いをしておきたいと思っております。

それから、6番目の公共下水道事業でございますが、平成26年以降に今度は八町地域にも下水道の普及、下水管の布設を考えてられるというふうに言われたけども、計画的に着々と進めていた

だくということをお願いしておきたいと思えます。

それから7番目の職員数の減少等についてでございますけども、こちらの方も人事の関係でありますから、担当課だけでどうこうという部分だけではすまないと思えますけども、少数精鋭でしっかりと業務が守れるように鋭意努力をさせていただきたいということで、要望としておきます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 まず補正予算第3号についてでございますが、13ページの公共下水道台帳システム構築委託料として、当初3,800万円で計上されていまして、補正額で755万円の減額であります。これに至った経過、そして今の公共下水道台帳システム構築事業がどのように続いているのかお尋ねしたいと思えます。

15ページであります。安威川流域下水道建設負担金で983万8,000円の減額であります。それについての説明をいただきたいと思えます。

次に、補正第3号で工事請負費で1,600万円の減額になっております。十三高槻線の下水管移設工事だと思えます。工事が遅れているということだと思えます。ご説明をお願いしたいと思えます。

続きまして平成24年度当初予算の方で、先ほど下水道料金の問題で藤浦委員も聞かれましたが、18億3,502万円の内訳についてお聞きをいたしたいと思えます。前年度から繰越しされている延滞とか滞納とかそういった部分への対応をお聞きしたいと思えます。

19ページの集中管理室の維持管理業務委託料であります。これは私が長年にわたって改善をするべきだというふうに

言っていますし、この管理室の業務のあり方について以前から指摘をいたしておりました。今後どういうふうにされていくのかお尋ねいたしたいと思えます。

19ページ、下水道台帳の委託料として350万円であります。これはシステム構築の問題とのかかわりがあるかと思えますけども詳しくお聞きをいたしたいと思えます。

17ページに戻りますが、地方公営企業法適用支援業務委託料ということで、3,360万円の予算が組まれていますがこれについてのご説明をいただきたいと思えます。

○山本靖一委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 まず使用料収入の内訳ということで現年度分、過年度分がどうなっているのかというご質問でございます。

この内訳なんですけども、平成23年度の収入未済額、この把握が現時点でなかなか困難でございます。ご質問の滞納分、現年分というような内訳というのは今の時点では算出できないということで、先ほど言いましたように使用料収入については、今年度、平成23年度分の決算見込み等から予算額を計上しているところでございます。

それから企業会計に関する平成24年度の委託でございますけども、企業会計に向けて平成26年度の企業会計導入ということで当初、平成23年度に資産の調査評価、企業会計への移行支援業務、さらにシステム導入にかかる業務、これをまとめて一括で発注する予定としておりました。しかしながら、1つには国のほうでは平成27年度ぐらいに企業会計、下水道事業に対する法の強制適用というようにことも言われていたんですけども、現時点でそういった時期については未定

であると、今後検討するというようなことになっております。

さらに今、地方公営企業法の改正がされておりまして、この中では見なし償却が廃止されるなど、減価償却費が増えるような傾向があります。本市の場合は、資本費平準化債が今後も必要ということで、減価償却費が増えるようなこととなりますと、結果的に資本費平準化債の発行額が減ってしまうというようなこともございます。

そうなった場合に、市の財政への影響も大きいということで当初は平成23年度の一括発注ということを予定しておりましたが、今の時点では資産調査と評価をまず先行させて、以降の業務については資本費平準化債への影響を見きわめた上で考えていきたいというふうに、当初の予定を変更しております。

この関係で本来、平成23年度の昨年12月ぐらいに委託発注を予定していたんですけども、今言ったような事情で少なくとも数回に分けて発注する必要があるのかということで、まず資産調査評価をする必要があるかと考えています。

ちょうど12月ぐらいに緊急雇用対策事業ということで、それに採択されるようなことがあれば、全額補助金で賄えるということもございまして、平成24年度の雇用対策事業に採択されるかどうかわからないけども、とりあえずエントリーしていこうということで、エントリーをしました。結果的には、これがOKとなりまして、資産調査評価業務については、雇用促進事業ということで全額補助で実施できることになりました。ただこれは平成24年度の事業として実施する必要がありますので、平成23年度の委託発注はできないということになります。

現在考えておりますのは、平成24年

度早期に資産調査評価業務を委託しまして、平成24年度中に資本費平準化債への影響を見きわめて、平成25年度、平成26年度に委託をどうするのかということを考えていきたいというふうに思っております。したがって、当初予定しておりました平成26年度の法適化というのは、資産調査評価をして資本費平準化債への影響を見きわめたのちに判断させていただこうというふうに考えているところでございます。

○山本靖一委員長 渡辺次長。

○渡辺土木下水道部次長 それでは、原田委員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず1番目、補正第3号の公共下水道台帳システム構築委託料の減額についてということでございます。

減額理由は基本的に入札差金でございます。システム構築委託料がどう進んでいくのかというお問い合わせかと思っております。現在、下水道台帳は紙ベースの下水道台帳でございます。それを電子化する委託業務となっております。

利点としましては、きめ細やかな施設情報の提供ができ、窓口業務も迅速化することができるというような対応を図っていきたいというふうに考えております。

財源につきましては、緊急雇用創出基金を当ててございます。

続きまして2番目、安威川流域下水道建設負担金の減額理由ということでございますが、当初の負担金が国の内示額の要望を大きく下回ったというのが主な理由でございます。それに伴って事業計画の見直しによって減額させていただきます。

3番目の工事請負費の中での1,600万円の減額ですが、現在整備されている十三高槻線の一部に未整備の場所がございます。1件の用地買収がまだ完了し

ておりませんで、その状況を見ながら予算を上げさせていただきましたが、減額して次の年に上げていくという状況になっています。

茨木土木事務所からは、今年度でめどをつけて、来年度には実施できる方向になるだろうということで、聞いております。

5番目の集中管理室の維持管理業務の状況ということで、原田委員から以前からいろいろとご指摘を賜ってございまして、まず入札方法について随意契約から競争入札に変えました。その後、内容の精査をする中で入札も単年度ではなくて3年の継続の契約とすることによって経費を削減いたしました。現在、平成22年度から平成25年度の3年間、複数年契約でもって実施をさせていただいているところでございます。

体制につきましては、以前から夏場だけの対応でいいんのではないかというご指摘もいただいておりますけれども、昨今のゲリラ豪雨等の関係もございまして、市民の安全、安心を考えまして、やはり24時間体制の体制はもう少し続けたいというような思いでございまして、今後の気象状況等を十分考慮しながら日々の作業実態等も十分検証する中で、経費の削減ができるものについては、今後も検証してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それとあと下水道台帳委託料ということで、今回上げさせてもらっておりますのが、下水道台帳の整理を行うということでこれも170万円ほど計上させていただいておりますけれども、これも緊急雇用の創出基金を使いまして、現在の下水道台帳の中に、埋設位置はわかるんですがその属性、いつ布設したかとか

どのような管種であったり、どのような深さであったりというようなもの、鳥飼区画整理の中の工事につきましては、まだその辺の整理ができておりませんで、そのあたりを臨時職員でさせていただいているという状況でございます。

通常の工事台帳委託料につきましては、年度ごとの下水道工事施工分と開発施工分、そのあたりを台帳にリンクしていくという作業を行っております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 まず公共下水道台帳システムができあがり、電子化になったということで、以後その活用は十分して、今までの遅れている分を記載する。そして新たな分をきっちり電子化できるようにする。そういった台帳にかかわる業務がかなり出て来ていると、そういうことを委託にしなければいけないのか、職員でできないのかということをお聞きです。せっかくいいデータを収集しながら活用できないことではいかんし、そういったものを今の時代ですから職員でやれるようにしなければいけません。

委託料ということで、台帳関係をすべて委託にしなければいけないということではいけないと思うです。そういったことについての部長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから安威川流域下水道建設負担金は負担金が下がってきたということで、これはいいことですが、市町村財政が苦しい中で負担をしているわけですから、そのチェックは今まで流域下水道組合ということでチェック機能があったわけですが、今は大阪府が一括ということでもありますし、なかなかチェックが行きとどかないと思っております。そういう意味で担当として十分そういった会議等に出て意見を述べていただきたい

というふうに思っております。

下水道の使用料は、まだ過年度分の収入が不確定だということで、前年並みということで上げられたと思うんですけども、平成24年度がすぐはじまるわけですから、滞納分の処理とか、あるいは数字の出てこない分はあったとしても、ある程度精度の高いものを予算計上すべきと考えますが、もう一度ご答弁を賜りたいと思います。

集中管理室の管理委託であります、やはり雨季と乾季との問題がありますし、今はアメダス情報で的確に瞬時に我々の手元に入るわけです。そういう状況を見ながらこういった維持管理のあり方を変えていかなければ、雨の降らない日は仕事がないんです。市民の負担が、そういうところで消えていくということが非常に無駄だというふうに感じますので、集中管理のあり方について、内部でもう少し検討していただいて、市民の負担が少なくて済むという方法を出さなければならなりません。

平成25年度までの契約の中の平成24年度の支出ということでありますから、契約されているので仕方ないと思うんですけども、今後、方向性などを検討しながらやらなければならないと思うんですけども、ご答弁をいただきたいと思います。

十三高槻線の下水管の移設工事は未買収だったところが買収できてやるということで、既存の管等の問題もあろうかと思うんですけども、もう一度ご説明いただきたいと思います。

それから、工事請負費の中の工事場所で質問がもれていました。平成24年度公共下水道事業施行計画箇所図で千里丘東排水区として出ておりますが、これについてご説明をいただきたいと思います。

地方公営企業法適用支援業務委託料は緊急雇用対策事業でやられるわけですが、今のご説明では理解に苦しむわけです。

資産調査評価を平成24年度にやりながら、平成26年度に法改正等を行われて、いわゆる地方公営企業化、上下水道一体で運営していこうというのは、不十分な感じがするんですけども、急がなければならないと思うんですけども、ご見解をいただきたいと思います。

○山本靖一委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 使用料の件でございますけども、我々もできるだけ精度の高いものを予算計上しなければならないとは思っております。ただ収入未済額、滞納繰越額はこれまでも相当の範囲で変動しており、予想が難しいということがあります。例えば平成18年度では1億4,000万円ぐらい、平成19年度では6,800万円、平成20年度が5,400万円、平成21年度が7,500万円、平成22年度が1億1,700万円というように変動しております。

また、水道部に金融機関等から振込があるわけなんですけども、一定期日まで水道部に振り込まれたものが5月の出納閉鎖までに下水道担当部の方に入ってくるという中で、金融機関からの入金というのが例えば土曜日や日曜日になってしまうと、年度内に入らない場合もございます。そういったことから年度間で相当差があるというのが現状でございます。

こういった中で、なかなか正確な予算額というのが今の時点では算定できないわけでございますけども、できるだけ精度の高いものにする必要があると考えておりますし、水道部の方ともどういうふうにすればいいのかということで協議し

ているのが現状でございます。この時点でどうするとははっきり言えませんが、引き続き協議をしていく中で少しでも精度の高いものをご呈示できるように検討していきたいと考えております。

それから、地方公営企業に向けた取り組みでございますけれども、まずは資産調査評価をして減価償却費を出すということです。現在、減価償却費というのは、平準化債の発行に当たって国のほうで一定の算式に基づいて算出しています。具体的に言いますと、起債発行額から今でしたら45年という残存期間、これで起債発行額を割った額に90%をかけたような、こういった一定の算式で機械的に算出されているんですけども、法適化になれば減価償却費というのが積み上げて出てきます。

現在、地方公営企業というのが改正途上と申しますか、平成24年度決算から適用されるとも聞いているんですけども、見なし償却制度が廃止されるということで、これは結果的には減価償却費が増えるような方向になるということで、そうなってくれば平準化債の発行額が逆に減ってくるということにもなります。

いずれにしても、まずは減価償却費というものを出して、今後の資本費平準化債の発行額がどうなるのか、現在見込んでいる額が本当に発行できるのか、それができない場合、市の財政に大きな影響が及ぶのかどうか、そこら辺を見きわめなければならないということで、まずはそういった調査評価業務を委託し、その上で以降の委託を考えたいと思います。当然、法適用時期もそれに応じて変わってくる可能性もございます。

そういうことから言うと当初の見込みがどうなったんだということにもなるんですけども、1つは先ほども言いまし

たように平成27年度ぐらいに下水道事業にも強制適用になるじゃないかということが言われておまして、それに向けて否応なしに取り組まざる得ないだろうということが1つございました。

ただそれが今の時点で、今後の検討ということで、年度等について今の時点ではっきり言われておりませんので、そういうことを考慮してまずは資産調査評価をして法適用時期も市の財政に大きな影響が及ばないということを確認した時点で法適用をして、水道との統合ということも考えていきたいというのが今の考えでございます。

○山本靖一委員長 渡辺次長。

○渡辺土木下水道部次長 それでは、原田委員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず十三高槻線の関係なんですけれども、今の計画範囲内、十三高槻線の道路計画範囲内で既存の道路に入っていた下水道管につきまして、新設されるに当たって、既存の管を歩道側のほうに移設しなければならないという作業があります。それを平成23年度から平成24年度の予算の方に、下水道管理費の中で下水道管の移設工事というかたちで上げさせていただいております。

それともう1つ、以前から地権者の関係で施工ができなかった部分、それは十三高槻線の東西の道路の南北、南の方はすでに下水道管が入っておったんですけども、北側が今の地権者の関係で、下水道管を埋設できていなかった、これがございまして、それを十三高槻線の建設にあわせて布設していこうということが一部残っております。その部分を予算計上させていただいているものでございます。

それと集中管理室維持管理業務委託、

常々ご指摘を頂戴しております。業務内容は以前からお話させていただいておりますが、降雨時の取水施設等の運転操作と、日常につきましては施設の点検整備や水路を巡視し、投棄されたごみ等の清掃やスクリーンに流入したごみ等を除去し、稼働時に施設が不具合を起こさないように維持管理を行っていただいているというような作業内容で、委託をしておるわけなんですけれども、委員がおっしゃるとおり、確かに春先から秋までの雨季の状況以外のときはどうなのかという話もございます。そのあたり、契約の中で現状も見据えながら、委託先とも十分話をしながら、今後の維持管理について、十分検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、工事請負費の中の工事場所の千里丘東排水区の内容でございます。お配りさせていただいております、平成24年度公共下水道事業施行計画箇所図の中で②、場所は千里丘三島線、道路交通課のほうで平成24年度、用地買収が完了し、道路拡幅を行っていく場所でございます。その道路拡幅に先立ちまして、下水道を埋設していくという工事を平成24年度予算計上させていただいております。よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 藤井部長。

○藤井土木下水道部長 それでは、下水道台帳を職員の手ではできないのかというお問いだと思いますが、このことにつきましては今現在、もう既に職員でできる部分やっております、再任用の方ですけれども、その方が専属でパソコン入力をすべてやっていただいで、過去の分が非常に膨大にございますので、それを毎日丁寧にやっていただいでおるといふ現状が一つございます。そういうものを役立てていって、可能な限り職員ででき

る部分、委託でないとできない部分というものを活用しながら今後は進めていく予定でございます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 まず集中管理室維持管理業務委託について、契約更新時に仕様書の見直しをされて、現実にあった対応をしていただくように、これは要望しておきたいと思えます。

十三高槻線の下水管の移設工事、これは今ご説明いただきましたので理解をいたしますが、その移設にかかわる費用を大阪府から移設費としていくらか出てるのかどうかもう一度お聞きしたいと思えます。

千里丘東排水区、この部分について、既に管が入っているというふう聞いておったんですが、移設ならわかるんですけれども、新たに入れなきゃならないというのは理解に苦しむので、もう一度ご説明いただければありがたいです。

地方公営企業法適用支援業務委託について、やはり難しいと思えます。多分どこかの監査法人に依頼をされると思うんですけれども、やはりこういった業務については継続性が重要だというふうに思えますし、平成26年度に向けた方向性も出さなければいけないというふうに思えますので、資産調査評価から始めてやっていこうということでもありますけれども、一貫性をもっておかなければいけないと思えますし、委託契約も大事ですけれども、顧問契約で監査法人等でやられるというのがいいのではないかと思うんですけれど、発注の仕方についてお考えをお聞きいたしたいと思えます。

○山本靖一委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 企業会計の業務委託発注方式でございますけれども、雇用対策事業ということで、国のほうから

はプロポーザルでやってほしいと言われております。その理由としては、一つは本当にその業者が雇用してるのかどうかということを確認しなければならないし、そういったところでポイントを上げるといようなことを検討してほしいというのが国のほうの考えでございます、最終的に監査法人になるのかどうかというのは、今の時点では言えませんが、それ以外のコンサルタントでも、近隣の市でもそういった、建設コンサルタントではございますけども、こういった企業会計に向けた業務というのは力を入れておきまして、近隣市でもそういったコンサルタントを活用して法適化に取り組んでいるという実情もございます。そういったことを踏まえまして、最終的には監査法人になるかどうかというのは、今の時点でどうとは言えませんが、発注方式としては今のところプロポーザルを予定しているところでございます。

○山本靖一委員長 渡辺次長。

○渡辺土木下水道部次長 十三高槻線の移設工事でございますが、以前正雀地区建設の折にも、幾分か大阪府からの支出もございまして、市で全額移設費を出すということではなく、移設に対しましては大阪府と協議しているところでございます。

それと、千里丘東排水区の千里丘三島線の工事なんですが、千里丘三島線には本管としては下水道管の布設は終わってございます。ところが、サービス管がまだ入ってございませんでしたので、今の拡幅にあわせてその辺のサービス管を布設していくという内容になります。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 1点だけ、確認をしておきたいと思うんですが、今、官僚の天下りが非常に世間の批判を浴びておりま

す。予算に負担金、補助及び交付金が上がっておりますけれども、例えば日本下水道協会の負担金が、補正では4万6,000円減額されて、平成24年度の当初予算では30万2,000円という形で計上されております。あと大阪府下水道協会の負担金とか5項目ありますけれども、そういう各種負担金の役割は一体どういうふうになっておるのか、あるいはまた市とのかかわりがどのようになっておるのか、そしてまた負担割合はどのようになっておるのか、その辺のことについて、一度この機会に改めて、お聞きをしておきたいと思っております。

○山本靖一委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 負担金の役割等でございますけども、まず日本下水道協会の負担金、この役割としましては、下水道協会というのは下水道に関する調査研究、それから普及促進、公共用水域の水質保全等により、国民生活の向上に寄与することを目的に設立されておまして、内容としましては、下水道の経営ですとか技術、設計調査等についての政府等への陳情ですとか請願、それから協会主催の講演会や講習会も開催されておまして、我々もそこに出席してるという状況でございます。

負担割合につきましては、都市の人口に基づく基本額というのがございまして、この基本額と有収水量、水量に基づく調整額という、この合計で負担金額が算定されているところでございます。

この下水道協会には、関西下水道協会ですとか、大阪府、その支部というのがございまして、そういったものに分かれて活動されているということでございます。

それから、下水道事業促進協議会負担金でございますけども、この下水道事業

促進協議会といいますのは、下水道事業の促進に向けて、会員相互の密接な連携を図ることを目的に設立されたということでございます。

具体的な活動内容としては、国等への要望活動、さらに宣伝・広報、それから建設、維持管理についての関係機関との連絡調整、技術的問題の調査研究、さらには研究会、講習会、講演会等が開催されているということでございます。

この負担金は、市、組合については普通会費ということで2万円となっております。

それから、日本下水道事業団の負担金でございますけれども、下水道事業団というのは地方公共団体の要請に基づきまして、下水道の建設、維持管理、技術的な援助、技術者の養成、技術開発、ほか事務職員についても業務に係る研修等が行われており、本市も毎年のようにこの事業団の研修に参加しているところでございます。

この負担金につきましては、人口で、8万人以上10万人未満のところについては11万9,000円というふうに、その人口で負担金額が決まっているところでございます。

○山本靖一委員長 自動車安全運転管理者部会負担金についても説明をお願いします。

この場で、暫時休憩します。

(午前11時39分 休憩)

(午前11時40分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

藤井部長。

○藤井土木下水道部長 特別会計で公用自動車を所管しております、その台数に割り当てられました安全運転管理者を定めなければなりません。公共下水道事業での特別会計下におきましても安全運

転管理者を定めておまして、それに対する負担金としまして交通安全協会に1万2,000円を納めておるものでございます。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 金額の問題ではなしに、負担金を負担することが市の行政にどれだけ貢献してるかということ、考えていかなあかんと思うんです。そういう点では、今もいろいろと議論されてますけれども、やはり実際にこういうふうに市のほうに貢献してるんだということが職員の中にも浸透しておりませんし、例えば今、部長のほうから答弁のあった問題なんかでも、摂津市の交通安全自動車協会というものがあります。そこへこのお金を出してるということではないんですね。これは直接、自動車安全運転管理者部会に負担してるわけですから、摂津市の交通安全自動車協会があって、そこで年に1回、市長が議長になって総会を開いて、あるいはまた講習会等の取り組みをされてということで、十分それが私は機能してると思うんです。ただここに出ている、負担金を出している団体の姿は、私たちにはなかなか見えてきません。そういう点では、これは警察やそういう官僚の天下り先にはなっているのではないかなという気がしますし、それを全部負担していくということではなしに、そういう協会の中で負担割合等についても十分提言をしていただいて、今後の負担金のあり方については十分と、しかるべき組織の中でそういう改善を求めていくという姿勢を市のほうでもとっていただきたいということを提言をして終わります。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原修委員 それでは、今、皆さん方が質問していただきましたので、私は3

点だけお聞きしたいと思います。

先ほど公共下水道の普及率のことで、全体で97.3%、合流区域で99.3%、分流区域で95.4%という数字を聞かせていただいたんですけど、100%への到達は大体いつぐらいを目途に定められておるのか教えてください。

それと雨水対策に関してどのような取り組みをなされているのかお聞きしたいと思います。

2点目として、せせらぎ水路等清掃委託料で150万円、ガランド水路に関するの取り組みとして来年度も引き続き節電対策で取り組まれると思いますが、その辺の考え方をお聞かせください。

3点目として、下水道管渠内調査委託料で1,000万円上がっています。平成22年度までは不明水対策として予算も計上されておりましたが、平成23年度から不明水対策がなくなっております。その考え方をお聞かせいただきたいと思っています。

○山本靖一委員長 渡辺次長。

○渡辺土木下水道部次長 まず普及率の問題でございます。

先ほども申しましたように、平成22年度末で97.3%ということで、あと今の相生住宅の関係が平成23年度、平成24年度、平成25年度という形で実施をしております。ですから平成25年度末でおおむね98%ぐらいの普及率になろうかなと思っております。その後、以前にもいろいろとご指摘を受けております、やはり未同意により未実施のところ、箇所数はほとんどないんですけども、その辺の対応もしていかなければいけないと思っております。それと今の八町地域、このあたりの汚水整備、このあたりも手がけていけないような状況の中で、100%までになるかと

いうと、非常に難しいものはあるかもわかりませんが、随時そういう形の中では整備のほうも進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それと雨水対策ということでございます。従前からいろいろとご質問をちょうだいしております。雨水対策ということで、まず公共下水道の雨水整備という形の中で、平成22年度末の普及率が合流区域で94.3%、分流区域で33.8%、市域全体で54.6%となっております。数字のごとく、安威川以南の分流区域につきましては、まだ雨水管整備がまだ滞っておるという状況でございます。現在、こういう状況の中で、浸水に対する備えとしまして、安威川以南なんですけれども、浸水対策事業で従前に設置してございます18か所のポンプ施設、それとあと、既に江口高槻線の府道には流域下水道幹線はもう既に布設が終わっております。その流域下水道幹線及びあとわずかな公共下水道の雨水幹線に、直接既存の農業用水路、水路を使って直接流入する取水口を20か所設けてございます。そのゲート操作等を今テレメーターで集中管理を行っているという状況でございます。

暫定的な取水によって、安威川以南の雨水の排除面積といたしましては443.7ヘクタールの面積が排除できるわけなんです。分流区域でその排除面積を加えますと、約87.4%が雨水排除率としては上がってくるというふうに考えてございます。

あと、昨今のゲリラ豪雨に対する対策といたしまして、今の水路を介して、流入している水路の、流下能力の低い水路に対しては、4か所ですけれども水位計というものをつけまして、その水路が危

険水位になれば集中管理室と、あと個人の携帯電話へメール配信をすることによって、いち早くその水位情報をつかんで取水口の開閉を行うという対応をとらせていただいております。

平成23年度におきましても、大雨洪水警報が出て初めてポンプ班の集合という形になるんですが、その警報が出る前に水位警報でメールが入って、取水口をあけて対応したという実績もございます。あとは、ポンプ施設であったり取水口のゲートの施設の維持管理に十分努めながら、今後のゲリラ豪雨等にも対応してまいりたいと考えてございます。基本は公共下水道の雨水管渠を埋設することが大原則にはなってくるんですが、そのあたりは事業費もかなりの額になりますので、財政面等を十分にらみながら要望等をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それと、ガランドのせせらぎ水路なんですけれども、節電対策ということで平成23年度、今の関西電力の節電要請を受けまして、夏と冬にカランド水路のポンプピットのポンプをとめているという状況でございます。

あと、節電対策につきましては、今後の推移、今の原発の稼働状況にもよってこようかと思えます。そのあたりを見据えながら、節電につきましては我々が身をもって示していかないといけないというふうに考えてございますので、今後は電力会社等の情報、そのあたりを見据えた中で対応してまいりたいというふうに考えております。

それと、下水道管渠内調査委託料ということで、前年度から引き続いて今年も1,000の万円の予算を計上させていただいております。先ほどお問いがございました不明水対策調査の委託料という

ことで、管渠内調査委託料と並行して平成22年度までは実施をさせていただいております。この内容につきましては、大阪府が管理します処理場、ポンプ場に計画以上の水量が入り込みますと、その関連市に対して調査をしてくださいという形の中で、不明水調査実施をいたしております。実施期間は平成14年度から平成22年度にかけて、不明水が流入するであろうエリアを特定しまして、約30キロメートルの管渠の調査を行ったところでございます。あと、調査の都度、不明水は漏水であったり一部地域で農業用水が誤設で入っていたときもあったようです。そのあたりをこの調査によって発見し、随時修繕をかけることによって、今現在は流入水量としては安定した状況になってございます。

下水道管は布設して永久にもつものではございません。やはり耐用年数等もある中で、随時調査をかけながら修繕をかけていくということによって延命化を図っていく、今既に市域全体の管渠の布設延長なんですけど、約277キロメートルの下水道管を布設済みで、もう終わってございます。ですから当初、昭和46年以降埋設している中では、やはり30年、40年経過しているパイプもございます。そのあたりも随時、管渠内を調査することによって、道路陥没であったり、そういう災害にならないような方向へ維持管理の中で実施をしているというのが今、実情でございます。

現在1,000万円という金額を上げさせてはおりますけれども、これにつきましても管渠延長としましては約2キロメートルから3キロメートル程度の実施延長でしかございません。今の布設延長をすべてやっ払いこうとすると、何十年、何百年とかかってくる状況、そのあたり

地域と、あと布設年度を十分考慮しながら毎年実施をさせていただいているという現状でございます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原修委員 雨水対策に関しましては本当に努力していただいて、管を布設するには相当額の予算も必要だということで、それまでに雨水に対するいろいろな取り組みとしてやっていただいて、これをまた充実していただいた形で、市民が安心して暮らせるというような状況をつくっていただくように努力していただくことを要望しておきます。

それと、せせらぎ水路に関してであります。この辺の清掃という形になりましたら、今でも職員の皆さんが年4回、その地域の方と一緒に清掃に取り組まれている現状は見させてもらっています。その中で、水を循環して流すということが本来の姿だと思うんですけど、今、次長からお聞きしたような形で、市が自ら節電という形で、身をもって市民の方にお示しするという形で、循環を止めるという取り組みはわかるんですけど、やはりあそこは水が流れてこそその施設だと思いますので、節電というジレンマはあろうかと思いますが、本来の施設の活用という形のもので、その辺の取り組みをもう一度お考えをお聞かせください。

それと、管渠内の調査委託料で、今お聞きさせていただきました。総延長277キロメートルという形で、1,000万円が多分2キロメートルか3キロメートルしか管渠内を調査できないという形で、経年劣化しております中で、3年ほど前には道路陥没で被害が大きかったということで、皆さんが全部目視で市内を巡回するという取り組みもされたと思います。そういうことで目視のところそれぞれが青パトとか、皆さんと連携して

取り組まれているということはわかるんですけど、やはり管渠内というのはまず予防という形で進めて、多分その辺は優先順位をつけて取り組まれていると思いますけど、本当にこの1,000万円が妥当かどうか、予算の問題がありますので、それはあればあるほど早いことやりたいという形はあろうかと思いますが、この辺の1,000万円の有効活用というか、費用対効果、もう少しそういう中で検討をして、管渠内の確認をしていくというような、何かその辺の連携というか、予防という形のところで、二度と起こさないという、陥没に対する取り組みというか、お考えを聞かせていただけたらと思います。

○山本靖一委員長 渡辺次長。

○渡辺土木下水道部次長 まずガランドのせせらぎでございます。確かにおっしゃるとおり、やっぱり水を流しての施設でもございますので、そのあたりは春に花のシーズンもまいります、そんな状況の中ではやはり地元自治会の方々と十分その辺を調整させていただきながら、流すときには流すという方向も視野に入れながら検討していきたいと思っております。

あと不明水、管渠内調査につきましてはおっしゃるとおり、むやみやたらに調査をしているだけではだめだと思っております。ですから埋設年度であったり、老朽化状況、このあたりを十分かんがみながら、今の1,000万円をいかに有効に使えるかという方向で検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後0時 休憩)

(午後0時59分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第2号及び議案第4号の審査を行います。

補足説明を求めます。

宮川部長。

○宮川水道部長 それでは、議案第2号、平成24年度摂津市水道事業会計予算につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書の24ページ、平成24年度摂津市水道事業会計予算実施計画説明書をご参照願います。

24ページから27ページにかけての1. 収益的収入でございますが、款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益では、前年度に比べ6,900万6,000円の減額となっております。この理由といたしましては、近年の節水意識の高まりなどの影響によって水需要が減少すると見込んだものでございます。

目2、受託工事収益では、前年度に比べ964万2,000円の増額となっております。これは受託事業である公共下水道工事に伴う給配水管移設工事などが増加することによるものでございます。

目3、その他営業収益では、前年度に比べ49万9,000円の減額となっております。この主な理由といたしましては、マンション等の新築及び建替えなど住宅建設の減少などにより設計審査手数料や工事検査手数料が減少すると見込んだものでございます。

目4、受託事業収益では、前年度に比べ32万3,000円の増額となっております。この主な理由といたしましては、下水道使用料徴収受託料の調停件数の増加によるものでございます。

項2、営業外収益、目2、受取利息及び配当金では、前年度に比べ128万7,000円の減額となっております。この

理由といたしましては、金利の低下により預金利息が減少すると見込んだものでございます。

目3、土地物件収益では、前年度と同額の318万2,000円を見込んでおります。この内容といたしましては、土地使用料は中央送水所及び鳥飼送水所の用地賃貸料、施設使用料は太中浄水場の施設賃貸料でございます。

目4、雑収益では、前年度に比べ1万2,000円の減額を見込んでおります。これは給水装置工事施工基準の図書売却益の減少を見込んだものでございます。

26ページ、目5、納付金では、前年度に比べ464万6,000円の減額となっております。この主な理由といたしましては、住宅開発の減少によるものでございます。

目7、他会計負担金では、前年度に比べ68万2,000円の減額となっております。この主な理由といたしましては、子ども手当に係る一般会計からの負担金などの減少を見込んだものでございます。

次に26ページから43ページにかけて、2. 収益的支出でございますが、款1、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水・上水及び送水費では、前年度に比べ555万1,000円の減額となっております。この主な理由といたしましては、太中浄水場の業務に係る委託料などは増加するものの、人件費や施設の修繕費、大阪広域水道企業団からの受水費などが減少することによるものでございます。

30ページ、目2、配水・給水費では、前年度に比べ1,749万1,000円の増額となっております。この主な理由といたしましては、検定満期量水器取替業務に係る委託料や給水管切替にかかる工事請負費などは減少するものの、人件

費、量水器に係る修繕費などが増加することによるものでございます。

34ページ、目3、受託工事費では、前年度に比べ1,045万円の増額となっております。この主な理由といたしましては、受託事業である公共下水道工事に伴う給配水管移設工事などが増加することによるものでございます。

目4、業務費では、前年度に比べ648万4,000円の減額となっております。この主な理由といたしましては、人件費や開閉栓業務に係る委託料などが減少したことによるものでございます。

38ページ、目5、総係費では、前年度に比べ1,232万4,000円の減額となっております。この主な理由といたしましては、業務に係る委託料などは増加するものの、人件費などが減少することによるものでございます。

42ページ、目6、減価償却費では、前年度に比べ107万円の増額となっております。この理由といたしましては、機械及び装置の減価償却費は減少するものの、構築物の減価償却費が増加することによるものでございます。

目7、資産減耗費では、前年度に比べ9,131万9,000円の増額となっております。この理由といたしましては、旧鳥飼送水所内の配水池の解体撤去により構築物などの固定資産除却費が増加することによるものでございます。

次に項2、営業外費用、目2、支払利息及び企業債取扱諸費では、前年度に比べ1,023万9,000円の減額となっております。これは企業債借入残高の減少に伴う企業債利息の減少によるものでございます。

目3、消費税では、前年度に比べ1,066万7,000円の減額となっております。これは税務署に納める消費税及

び地方消費税の納税額を予定しているものでございます。

目5、雑支出では、前年度同額の300万円を見込んでおります。この内容といたしましては、水道料金の過年度還付金などでございます。

次に項3、予備費、目1、予備費では、前年度と同額の1,000万円となっております。

続きまして44ページ、3. 資本的収入についてでございますが、款1、資本的収入、項1、企業債、目1、企業債では、前年度と比べ1,000万円の増額となっております。これは配水管整備事業費の起債の増額を予定いたしております。

項2、工事負担金、目1、工事負担金では、前年度と同額の90万円となっております。これは消火栓3基の設置に係る負担金を予定しているものでございます。

次に、4. 資本的支出でございますが、款1、資本的支出、項1、建設改良費、目1、施設改修費では、前年度に比べ1億5,704万3,000円の増額となっております。これは前年度に引き続き中央送水所のポンプ室更新工事及び鳥飼送水所の配水ポンプ用電動機整備工事などを行うものでございます。

目3、固定資産取得費では、前年度に比べ43万5,000円の減額となっております。この主な理由といたしましては、工具・器具及び備品の購入費が増加するものの、機械及び装置などの購入費が減少することによるものでございます。

46ページ、目6、配水管整備事業費では、前年度に比べ1,945万3,000円の減額となっております。この主な理由といたしましては、測量設計委託料や配水管布設工事に係る工事請負費な

どが減少したことによるものでございます。

項2、企業債償還金、目1、企業債償還金では、前年度に比べ1,192万5,000円の減額となっております。これは起債の抑制などにより企業債未償還残高が減少したことによるものでございます。

項3、予備費の目1、予備費では、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

以上、平成24年度摂津市水道事業会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして議案第10号、平成23年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

補正予算書の11ページをお開き願います。

平成23年度摂津市水道事業会計補正予算実施計画説明書をご参照願います。

1. 収益的収入でございますが、款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益では、1,100万円を減額するもので、この主な理由といたしましては、水需要の減少によるものでございます。

目2、受託工事収益では、316万5,000円を減額するもので、これは公共下水道工事に伴う給配水管移設工事の減少などによるものでございます。

次に2. 収益的支出でございますが、款1、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水・浄水及び送水費では、86万円を減額するもので、これは給与改定に伴う減額分や電気保安点検業務委託料の入札執行差金などによるものでございます。

目2、配水・給水費では、741万6,000円を減額するもので、これは水管

橋の耐震調査業務委託料などの入札執行差金などによるものでございます。

目3、受託工事費では、260万3,000円を減額するもので、これは公共下水道工事に伴う給配水管移設工事の減少などによるものでございます。

次に、12ページをお開き願います。

目4、業務費では、634万9,000円を減額するもので、これは開閉栓業務委託料の入札執行差金などによるものでございます。

目5、総係費では、37万4,000円を減額するもので、これは光熱水費の減少などによるものでございます。

項2、営業外費用、目2、支払利息及び企業債取扱諸費では、30万7,000円を減額するもので、これは前年度に起債した企業債の利率が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

目3、消費税では、220万2,000円を増額するもので、これは仮払い消費税に比べ、仮受け消費税が増加したため、結果的に税務署に納める消費税及び地方消費税が増加することによるものでございます。

項3、特別損失、目1、特別損失につきましては、転出先不明及び企業倒産による水道料金等の実質的な徴収不能分を欠損処分するため、1,230万8,000円を過年度損益修正損として計上するものでございます。

続きまして、13ページ、4. 資本的支出でございますが、款1、資本的支出、項1、建設改良費、目1、施設改修費では、2,000万円を減額するもので、これは中央送水所ポンプ室改修工事などによる工事請負費の入札執行差金によるものでございます。

目3、固定資産取得費では、503万1,000円を減額するもので、これは

水道メーター検針用機器や量水器購入の執行差金などによるものでございます。

目6、配水管整備事業費では、2,813万5,000円を減額するもので、これは配水管布設工事に係る工事請負費の入札執行差金などによるものでございます。

以上、平成23年度摂津市水道事業会計補正(第3号)の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 順番に何点か質問させていただきます。

まず1番目に、給水収益でございます。

予算書の24ページに記載がありますが、けれども、平成24年度は給水収益が19億8,397万6,000円ということでございます。先ほど平成23年度の方でも1,100万円減額をされておりますけれども、当初からでも6,900万円の減少ということになってはいますが、使用水量について経済的な見通しと合わせてどのような推測をされているのか、最初をお願いいたします。

それから、2番目に耐震診断委託料でございます。予算書の29ページに記載があります耐震診断業務委託料368万6,000円についての内容を教えてください。

3番目、汚泥残渣運搬業務委託料でございます。同じく29ページにあります汚泥残渣運搬業務委託料365万7,000円についての内容を教えてください。

4番目に旧鳥飼送水所配水池撤去工事について、31ページにございます旧鳥飼送水所配水池撤去工事2,646万円についての内容を教えてください。

思います。

次に5番目に受水費でございます。31ページに記載があります受水費の5億9,025万4,000円について、これは承認水量との関係、推移と実質給水量の乖離なども含めてどのように見られているのか、また、それは今年度、平成23年度と比べてどのように推移をしてきているということになるのか、比較を踏まえてご説明いただきたいと思っております。

6番目、調査業務委託料でございます。33ページ、調査業務委託料1,018万9,000円の内容について教えてください。

7番目、施設改修工事について、同じく45ページに施設改修工事3億1,509万4,000円という記載がありますが、その内容、平成24年度の内容についてお聞かせください。

8番目に配水管布設工事について、以前にも配水管についての、耐震に対して管の取りかえ等についてのご答弁もあつたと思っておりますが、再度、平成24年度についてどのような考え方になっているのかということをご答弁いただきたいと思っております。

○山本靖一委員長 東角参事。

○東角水道部参事 給水収益の状況でございますが、まず給水収益におきましては、平成19年度におきましては、対前年度比でございますが、2.4%の料金改定の減を行いましたもので、約5,500万円ほど、対前年度の収益で下がっております。

それから平成20年度につきましては、リーマンショックの影響が平成20年度の後半で出て、8,900万円の減と、それから平成21年度につきましては、まだリーマンショックの影響がございまして、9,500万円の減、そして平成

22年度につきましては、1社の漏水の調査の完了によりまして、漏水分がなくなり、約1億300万円の減となっております。

平成23年度の見込みでございますが、水量につきましてもここ数年2%以上の減になっておりましたが、平成23年度につきましては、水量そのものは対前年度と比べますと、ざっとプラスマイナスゼロというふうな状況になっておりますが、収入ベースで見ますと、平成23年2月末現在、6,700万円の減となっており、最終的に多少戻るものと予測いたしましても、平成23年度末で約6,000万円ほどの減となるという見込みでございます。

それと、これを分析いたしますと、平成23年度におきましては、自然減で約2,000万円ほどの給水収益が減しております。それから対前年度で申し上げますと、臨時給水の減収分が約1,000万円、それから平成22年度の10月1日の料金改定1%減が約20億円の収益に対して1%で年間2,000万円の減となりまして、年度をまたぐ関係上、約半分の1,000万円が減、さらに節水意識の高まりによりまして、1万トン越えをする企業等による収益が1,000万円減、合計して、6,000万円ほどの減となっております見込みでございます。

このような状況を考えますと、平成22年度の改定分は、平成24年度にはなくなりますのと、それから臨時給水の収益減分がなくなりますのがございますが、依然として企業分の収益で約3,000万円ほど、それから自然減でざっくりでございますが、3,000万円ほどの減で、翌年度につきましても、6,000万円以上の、実質は6,900万円の収益減を見込んでおるところでございます。

収益の対前年度の下げ幅といたしましては、平成20年度が3.9%減、平成21年度に4.3%の減、それから平成22年度は4.6%の減となりまして、平成23年度、平成24年度では、約3%の減を見込んでおるところでございます。

○山本靖一委員長 原次長。

○原水道部次長 2番目の、耐震診断委託料ということですが、これは太中浄水場、送水所関係の施設で耐震率が大体40%完了しています。そのほかの施設の耐震ということで、この耐震診断は千里丘配水池の耐震診断を予定しております。

それから3番目の、汚泥残渣運搬業務委託料、365万7,000円を上げてますけれども、これは太中浄水場の地下水をくみ上げたときに、最終的に汚泥を脱水機等で乾燥しています。その汚泥を大阪湾の埋め立てセンターで処分しているわけなんですけれども、その処分委託料ということで365万7,000円を上げさせていただいています。

それから4番目の鳥飼旧配水池の撤去工事ということで、1,650トンの配水池が2池あります。今のところ近隣にあまり住宅は建ってませんが、将来的にいろんな調査が来てまして、近隣に住宅が出てくると、そういったときには解体工事は多少住民にご迷惑をかけますので、できるだけ早期に解体して利用できるように考えていきたいということで撤去工事を上げているところであります。

それから6番目の調査業務委託料ですが、これは前年度も上げさせていただいてましたけれども、水管橋の耐震診断をさせていただいているわけで、平成24年度については最終ということで、安威川にかかっています水管橋の耐震診

断の調査委託料ということで上げさせていただきます。

それから、7番目、施設改修工事で、中身については、委員にお渡ししました施設改修計画表で、平成30年度まで施設改修計画はあるわけなんですけれども、これは中央送水所のポンプの第2期工事と、それから鳥飼送水所の4号配水ポンプの整備ということで、改修工事を上げさせていただきます。

それから、8番目に配水管布設工事について耐震の今後の状況はどうかということで、平成34年度まで計画を上げさせていただきます。昨年度までは耐震化率が年間0.7%ぐらいしか伸びてませんのですけれども、17.5%ぐらいで配水管についてはさせていただきます。ただ、財政事情もありますけれども、危機管理を考えますと、できるだけ早急に耐震化率を伸ばしていきたいというふうにも考えております。

○山本靖一委員長 大阪広域水道企業団からの受水費についても答弁をお願いします。

東角参事。

○東角水道部参事 平成24年度の予定総配水量につきましては、1,074万7,000トンとなっており、平成23年度が1,086万2,000トンとなっておりまして、その差11万5,000トンの減となっております。

承認水量の関係でございますが、7月から6月までのサイクルになっております関係上、平成24年度分の承認水量については、これから大阪広域水道企業団と話をしていくという形になっております。平成21年度から平成22年度の際には、当時大阪府の承認水量758万トンから718万トンというような形で、これはA社の漏水減によります使用量の

減を見込んで、40万トンを下げたところでございますが、平成23年度につきましては、同量の718万トン、平成24年度につきましては、今後、大阪広域水道企業団と話し合いを持つ予定でございます。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 一通りご答弁いただきました。

まず給水収益についてでございますけれども、平成24年度は自然減で約3,000万円ということでございましたけれども、下水道事業会計の見通しと水道事業会計の見通しが、違うなあというふうに感じました。下水道事業会計のほうでは、企業、特に大口に限っていらっしゃるけれども、大口の企業については節水対策については見ていないということで、どちらかということ、家庭の節水のほうが進むということで見ているということでしたけれども、そんなに下がらないという見方をされているのに比べて、水道事業会計は随分厳しくシビアに見られているなということでございます。この辺はそういう見方について、下水道担当部との連携をとられているのかどうか、一遍聞いておきたいと思います。

それから、平成22年5月にもらった、平成32年度まで見通された資料があるんですけれども、これは改正がなされた点があるのかもわからないのですけれども、これについて言いますと、大分乖離が出てきているんです。この資料でいくと、平成24年度で19億4,893万2,000円という推測ですから、約3,500万円、上方修正されているという感じになるんですけれども、当時の予測と現在の予測の相違点ですね、こういう計画についての修正というのはずっとされていって内部では蓄積されていって

るのかどうかを聞いておきたいと思います。

それから、2番目の耐震診断委託料でございますけれども、太中浄水場、それから千里丘配水池の耐震診断ということでございますけれども、千里丘配水池については、以前にお聞きしたときには、鉄板の厚みも十分ですし耐震は大丈夫ですということで、近隣の人からの問い合わせがあったときに、そういうお答えをしているんですけれども、その辺の判断は変わらないのか、一応念のために耐震診断をするという考え方なのか、それとも耐震上危険であるので、耐震診断をするという考え方なのか、その辺の見解を一度尋ねておきたいと思います。

それから3番目ですけれども、汚泥残渣運搬業務なんですけれども、運搬する量は、水に含まれているものが沈殿したものですから、そんなにたくさんの量が出るとは思えないんですけれども、年間でどれくらい出ているのか教えてください。

それから委託の方法はどんなふうにされるのか。ちゃんと入札をかけてやってらっしゃるのか、それとも随意契約でやっているのかも含めて、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから4番目の旧鳥飼配水池の関係ですが、解体をして、更地にされるということになりますと、その撤去後ですね、活用方法はどのようにされていくのでしょうか。撤去後の管理はどのようにされているのかというのをご答弁お願いしたいと思います。

それから5番目の受水費についてでございますが、平成24年度は今後交渉していくということでございますが、予算として見積もってらっしゃるということは、それに単価があって、一応これだけ

だということでは入られていると思うんですけれどもね。718万トンということで計算をされているのか。それとももう既に予測でこれぐらいだということで金額を算出されているのか、どういうことでやっているのかについてご答弁をお願いしたいと思います。

この点についても、平成22年5月の資料の、先ほど言いました平成32年度までの見通しでの見積もりと、平成24年度についての見通しは、4,400万円ぐらい違ってきているんです。この辺も含めて、さっきと同じですけれども、平成32年度まで見通しですけれども、こういったものは修正を加えていかれているのかどうかご答弁をお願いします。

それから6番目の調査業務委託料については理解いたしました。これはもう結構でございます。しっかりと調査していただいて、とにかく地震に強いインフラの構築をお願いしたいと思います。

それから7番目の施設改修工事でございますが、これも同じように平成22年5月の資料に記載があって、先ほどの中央送水所のポンプの分は、確かに記載があると思うんですが、鳥飼送水所の4号配水ポンプについては記載が読み取れないんですけれども、これはまた違う計画、今言われている計画とは、また別のものがあるのでしょうか。お示しいただきたいと思います。

それから8番目の配水管布設工事については、今のところ耐震化率17.5%ということで、本当いつあるかわからない大地震も想定されていることでありますし、防災についても見直しをして強化をしていこうと、安全・安心なまちづくりを構築していこうということでございますので、そういったインフラの耐震についてもしっかりと観点を置いていた

だいて、今後計画をしていただきたいと思いますということで、これは要望としておきます。

○山本靖一委員長 林課長。

○林営業課長 給水収益での下水道担当部との連携のお話なんです、下水道担当部では工業用水を引かれている水道の大口の企業がありまして、水道料金を徴収する際に、工業用水の部分を下水道料金に組み込んで徴収しております。その分で言いますと、18件ぐらいあります。その工業用水がかなり多い量ですので、実際には上水道料金の何倍もの下水道料金をちょうだいしている部分がありますので、多分その部分で大口が下がらないというようなお話だと思います。

○山本靖一委員長 原次長。

○原水道部次長 2番目の耐震診断業務委託料の件なんですけれども、昨年も地域の方に見学に来ていただきました。そういった中で一般的に配水池については、耐震については安全だろうということで説明させていただきましたけれども、再度、念のためということで、きちっとした耐震診断としたいということで、今回上げさせていただきます。

それから3番の汚泥残渣運搬業務の件なんですけれども、これは今年度435トンということで、産廃業者を入札させていただいております。そういった中で落札者に大阪湾の埋め立て地で処分していただくということであります。

それから4番の旧鳥飼配水池撤去の後、どうするのかということなんですけれども、我々も今、検討しているところなんですけれども、市長の方針どおり、協働のまちづくりということで、私ども水道部としても地域と協働で何かできたらいいかなと、そういうことを主体的に考えながら検討していきたいなというふうに考えておりますが、今のところ正式には決まってお

りません。

それから7番目の施設改修工事のことなんですけれども、一つはポンプ場、中央ポンプ場の配水ポンプは現在9機あるわけなんですけれども、平成24年度は3機のポンプの改修します。それから鳥飼送水所の配水ポンプについてのご指摘なんですけれども、以前まで鳥飼送水所の配水ポンプについては、修繕費で上げておりました。そういった中で、今年から改修工事ということで、項目をこちらに入れさせていただいて、予算が大体、ポンプの整備で1,400万円ということで、予算の変更をさせていただきました。そういうことで今回、上がっているということでご理解をお願いしたいと思います。

○山本靖一委員長 東角参事。

○東角水道部参事 施設整備計画に関します平成22年5月の建設常任委員協議会でお示しをいたしました資料と、どのように改定をしているのかというご質問でございますが、まず以前にお示ししておりますように、平成14年度から平成32年度以降までという形で、太中浄水場、中央送水所、鳥飼送水所、それから千里丘送水所の4つにつきまして、中に入っております施設改修工事等につきましては同じでございます。ただ、緊急の度合いでございますとか、それから、一緒にするほうが費用がかからないというようなことがございまして、その年度ごとに順位を見直しているところでございます。といいますのも、平成23年度までの給水収益の減が、前回見ておりましたときは、大体水需要が1.1%ないしは1.2%減で、給水収益につきましては約1.4%の減を見ておりましたが、ここ数年の下がりぐあいが、それ以上に給水収益が下がっております現状がござい

ます。給水収益につきましては、約1.6%の減に改正をさせていただいております。それから、その分、施設改修計画の順位も太中浄水場、あるいは、建設当時から携わっている日本水道コンサルタント、そのような所とも話し、優先順位などを検討いたしております。順位が変わっておるものでございます。

内容そのものにつきましては、前回お示しした内容の全体像とは変わってございません。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 給水収益について、水道部と下水道担当部とで意見交換なりをされてるのかということについての答弁がなかったんですけど、これはもうそういう意味で意見の交換はできているというふうに理解させていただきます。

しっかりとこれからも見通しを立てながらお願いしたいと思います。

それと、平成22年5月に出していただいた資料は非常にわかりやすくいいなと思ったんですけども、毎年多少の修正を加えていくようなことになるんだろうと思いますので、毎年その部分を修正して、中期財政見通しなんかですと、ずっと毎年修正されてますけど、そういうふうにして出していただくと、一目瞭然で、こういう見通しだということがわかりますので、施設の改修なんかもそうですけども、できたらそういう資料として今後予算審査のときに一緒に出していただくと非常にありがたいというふうに思いますので、これは要望としておきたいと思います。

それから、2番目の耐震診断についてはわかりました。念のための確認ということでございますので、安全を確認していただきたいと思います。

3番の汚泥残渣運搬業務についてもわ

かりました。しっかりと入札で行われているということですので、意外に量が出るなということでもびっくりいたしましたけれども、適切にこれからも運営をお願いしたいと思います。

それから、旧鳥飼配水池の利用についても、協働でということですので、どうかそういう意味では地域に還元できるようなことも一遍考えていただきながら、検討をお願いしたいと思います。

受水費について、答弁がなかったんですが、一定の単価が決まって、水量も予測を立てて予算が組まれているんじゃないですかということを知っていましたので、先ほど、平成24年度の交渉はこれからだという事ですので、これは718万トンという数字で積算しているのか、それとも違う数字で入っているのかご答弁をお願いします。

それから、7番目の施設改修工事についても、同じですけども、全体計画とあわせて、修正を加えたようなものでお示しいただいたら非常にわかりやすいので、今後一遍このことについては検討をお願いしたいと思います。

○山本靖一委員長 東角参事。

○東角水道部参事 大阪広域水道企業団からの受水量でございますが、平成23年度は750万6,000トンで、平成24年度の予算ベースにおきましては720万7,000トンで、単価78円かける消費税という形で計算しております。

現在718万トンが承認水量でございますので、ほぼそれに近い数字になるかと思っております。これからの協議になりますけれども、そのような数字になってございます。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 承認水量については、鋭意努力していただいて、今までもずっ

と下げていただくという努力を重ねてきていただいておりますし、どうかこれからも、しっかり対応をお願いしたいと思います。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 早いもので、東日本大震災から1年が過ぎました。震災当時、水道部の皆さんが現地に駆けつけていただいて、給水活動をしていただいて、もう早1年でございます。全国的に防災体制の見直し、あるいは、いろんな取り組みが進められております。

そこで、本市において、水道部としてどのように危機管理体制をお持ちなのかお尋ねをいたしたいと思います。

それから、企業債が、平成23年度より1,000万円増えております。その理由はどうなってるのかお尋ねをいたしたいと思います。

また、今後の見通しの中で事業収益がなかなか伸びない状況の中で、中期財政見通しというのは、ここ数年で結構ですけども、どういうふうな見通しなのかお尋ねをいたしたいと思います。

先ほどの部長の補足説明でありましたが、受託工事収益、公共下水道工事に伴う給配水管移設工事ということでありますが、かなり増えておりますので、それについての今後の推移も含めてお聞かせをいたしたいと思います。

OAシステム機器購入費が総務課並びに工務課で計上されています。かなりの額で3,000万円を超えておりますが、これの内容についてお尋ねをいたしたいと思います。

続きまして、昨年4月に大阪広域水道企業団が設立をされまして間もなく1年を迎えるわけですが、問題や課題があればお聞きをいたしたいと思います。また、大阪市の橋下市長が大阪府の

企業団と事業統合を考えておられますが、摂津市、あるいは、企業団等が取り組みをされていると思うんですけども、どのような問題点があるのか、あるいは、今後予想されるような課題等についてお聞きをいたしたいと思います。

また、このことによりまして、原水の単価が先ほど下がるということでありましたけれども、その内容もお尋ねをいたしたいと思います。

○山本靖一委員長 原次長。

○原水道部次長 委員のご指摘のとおり、我々水道部職員も東日本大震災で10数名の職員が応援に行きました。そういった中では、帰ってきて検証もしましたけど、常に日ごろの危機管理意識が大事だということを反省しているところであります。

そういった中で、水道部の危機管理体制ということですけど、我々は24時間、365日、市民の方に送水しているわけなんですけど、日常の体制については、各管理職が責任者となって3班体制で、日中については職員が出勤していますので、夜については3班体制でやっているということで、それから、何かあれば責任者の方に宿直室から電話がありますので、すぐ連絡があって、各班のところに連絡するという、日ごろの体制はそういうことになっています。

危機管理計画の中では、部長が本部長になり、現地の復旧班、それから、給水班、それから、浄水場の水源班、それから、総務である広報活動も含めて広報班ということで、4つの班に分けながら活動をやっているところであります。

危機管理に対しても、近隣との応援協定、とりわけ、北大阪の応援協定、それから、昨年企業団になりましたけど、企業団との応援協定も含めて整備してお

ります。

近隣の市町村については、緊急連絡管ということで、相互の応援連絡管、大阪市については1か所、それから、高槻市についても1か所、茨木市については3か所、吹田市については4か所、断水時に他市から応援いただくという形で、そういう連絡管を接続しております。

それから、受託工事収益、公共下水道工事に伴う給配水管移設工事について、これは昨年、東別府の相生住宅の中で、一定の解決がされ、3か年計画でやるということで、そういった中の移設工事が増えるものであります。

具体的には、3か所です。約275メートルを受託工事で設計をあげているところであります。ただ、修繕収益、これは家庭内の分も含めてあるわけで、家庭内の分については最近施設がよくなってますので、それについては減額をしております。

それから、4番目のOAシステムですけど、マッピングシステムの機器が耐用年数を過ぎてます。そういった中で新しい機器を購入することでサーバー1台、クライアントが4台ということで、新規で上げさせていただいております。

○山本靖一委員長 東角参事。

○東角水道部参事 まず、資本的収入の企業債をこれまで3,000万円で予算計上してきましたが、平成24年度の予算におきまして、それを1,000万円増額して4,000万円にしたという内容についてご説明いたします。まずは、平成23年度の水道事業の企業債でございますが、配水管整備事業の工事請負費に充当するものでございまして、平成23年度におきましては、約1億円の配水管整備事業の工事請負費を予定しておりました。

対象となるものが、今年度につきましては約4本で5,000万円ほど、そのうちの起債を3,000万円上げさせていただいているところでございます。

平成24年度につきましては、配水管整備事業の建設改良費工事請負費につきましては、若干減りまして、8,242万5,000円で、全体が8本となって、工事の事業費自体は減少しておりますが、事業対象となるものが今回、東別府2丁目に6本、集中しておりますことから、1,000万円増額させていただいて、4,000万円の起債とさせていただいております。

このような状況をさせていただいておりますのは、資本的収入、それから、資本的支出を見ますと、平成24年度から平成28年度の5年間で、施設整備計画に基づく施設の改修費だけで15億7,302万9,000円を予定いたしております。

それから、それ以外にも配水管整備事業費としては、毎年中期財政見通しに基づきますと約1億6,000万円を計上させていただいております。その関係上、企業債につきましてもこの5年間のうち、前半部分は1,000万円ずつぐらい、もし可能であれば増額計上したいというふうに考えております。

ただ、一昨年の料金改定の際にも建設常任委員会で申し上げておるかと思いますが、企業債の発行につきましては、まず毎年3,000万円というふうに抑えてきた経過がございまして、平成19年度に市長が10年間は値上げをしないという話をなされたということでございまして、できるだけ後年度負担など、支払い利息やそういったものがふえないような投資的経費を抑えたいということがございまして、1,000万円の増額とい

うところでとどめさせていただいております。

それから、総務課にかかわりますOA機器の内容でございますが、1,588万円計上させていただいております、そのうち1,470万円が今回上げさせていただいておりますもので、これは今回も条例で上げさせていただいておりますように、地方公営企業会計制度が根本的に変わることに伴いまして、平成24年度、平成25年度中に新しい企業会計制度に整えていくというような条例の形になっておりまして、平成26年度の予算決算からは、新しい企業会計に基づいてシステムを運用していかなければならないということがございます。これまでの財務会計システムにつきましては、平成6年度に開発をされまして、平成7年度以降、ほとんど大きな改正をすることなしにきておりましたが、今回の国の地方主権一括法の改正によりまして、システムを導入することとなったものでございます。

それから、企業団の1年間の取り組み内容等でございますが、ご承知のように平成23年11月27日に大阪府と大阪市のダブル選挙がございまして、大阪維新の会のから、平成23年11月29日でございますが、府市統合本部において大阪市の大阪広域水道企業団への加入方針を打ち出すようなことがございました。

これを受けまして、平成24年1月16日には、大阪市におきまして、2月議会に向けて正式参加という形で議案提出の考えを示したところでございます。その後、平成24年1月31日には、大阪府内の42市町村と企業団とによります首長会議を開きまして、大阪市水道局と大阪広域水道企業団との統合をする方針というものを決めたところでございます。

これまで、大阪広域水道企業団が取り組んでまいりました企業団将来構想及びアクションプラン2012というものがございましたが、これにつきましても今後の動きを見定めて大阪市との統合により改訂を進めていくものと考えております。

平成24年2月1日には、大阪広域水道企業団と大阪市による水道事業統合検討委員会が発足いたしまして、検討事項といたしましては、府市の浄水場施設の統廃合及び適正配置、それから、統合後の組織、人員、それから、資産、企業会計などについて検討をする予定で、予定では平成25年2月に、企業団の議会で規約改正を行い、平成25年4月に企業団と大阪市の組織統合を検討しているところでございます。

統合により、原水費にどのような影響があるかということでございますが、まずは大阪府と大阪市のトータルで1日当たりの給水能力を約100万トン、ダウンサイジングする予定でございまして、これによりますと、約2,775億円の節減ができるという提示がされております。企業団の単独でも83万トン、2,545億円の削減を目指しておるところでございまして、これによりますと、企業団は大阪市との浄水送水施設の統合によりまして、このダウンサイジングによって単価が下がっていくということが今検討されておるところでございます。ただ、さまざまな議論がこれから平成25年の2月の統合に向けて、大阪府域一体にとってメリットがあるような方策を、ということで進んでおりまして、どれぐらいの単価になるかということは、大阪府と大阪市の統合によりまして今後決定してまいる見込みでございます。

○山本靖一委員長 原次長。

○原水道部次長 3番目の公共下水道工事に伴う給配水管移設工事について、来年度からの推移がどうなるのかということでお答えさせていただきます。

先ほども申しましたように、東別府地域で受託工事をやっていくわけなんですけど、3か年計画ということで、移設場所、それから、下水道の設置場所を検討しながら移設の対象、それ以外は、水道部の整備費で整備していこうと協議が進んでいるところです。推移としましては、計画年次後は減ってくるのかなという考えでございます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 日常の危機管理体制で、3班制、危機管理計画の中では4班体制でやるということで説明を受けたわけですが、近隣の応援協定もきちっと結んでいるということで、万全とは言えなくても、かなり体制が整っているなと感じたわけがあります。

そんな中で、もしあのような大きな災害が起こった場合に、やはり日常の訓練というものは非常に大事であります。そういったことで、訓練体制はどのようにされておって、若い人たちにどういう指導がされているのかお尋ねいたしたいと思えますし、前回の委員会で指摘をいたしました、現在の職員体制でそういった体制が十分足りるというか、十分といえるのかどうか、宮川部長にお聞きをいたしましたところ、若干不足しているようなご発言をいただきまして、やはりその補充が必要だなというふうに感じておったところでございます。職員体制と、そういった訓練体制について、どのようにされているのかお尋ねをいたしたいと思えます。

企業債の見込みであります、今後5年間ぐらい、約1,000万円ずつの増

加が見込まなければならないということですが、特に、5年間で15億円の施設改修費を計上されておられます。同時に、配水管も年間約1億6,000万円であるということでもありますから、この状況で果たしていけるのかどうか、非常に危惧いたしておるところでございます。再度お聞きをいたしたいと思えます。

それから、受託工事については理解をいたしました。

7年目を迎えましたOA機器のシステムの改定期でございます。公共下水道事業会計も企業会計への移行に伴って諸準備が進められておるわけでもありますけれども、これについては、公共下水道事業会計とは若干違うと思うんですけれども、先ほどの状況でも、またかなりの費用がかかりそうな説明でありましたが、再度企業会計制度のあり方についての、今の制度の流れとあわせてお聞かせいたしたいと思えます。

量水器の購入費において、工務課のほうは昨年度より大幅に減っておりまして、また、営業課のほうでも購入費をあげておられますが、これについての説明をお願いしたいと思えます。

それから、大阪広域水道企業団に大阪市が加入をする予定ということでもあります。先に発足をいたしました企業団に大阪市が加入をする、そして、承認水量とかいろんなことが決められていくと思うわけですが、何にせよ大阪市が大きな人口を抱えておられますけれども、原則は企業団に加入をしていただいて、そして、給水ということをやっていくということでもあります。

特に、柴島浄水場を閉鎖して、売却をするという方針があります。そうなりますと、その分は企業団の水を頼らざる

を得ない、こういうふうになってくるわけです。そうすると、企業団のほうが、現在の単価ではできないということで、値上げが予測されるというふうを考えるわけです。そういう状況の中で、加入している本市、あるいは、42市町村があるわけですが、そこに声をしっかり上げていただいて、加入をしていただいて、良くなればいいですが、事前に入っている府民あるいは市民が不利益をこうむるようなことがあってはいけません。それぞれが入っていただいて、より良いものにしていかなければならないと思うわけですが、そういったご説明もなかったのも、部長から答弁をお願いいたしたいと思っております。

○山本靖一委員長 原次長。

○原水道部次長 日常の訓練は、どうしているのかということですが、私どもは給水タンク車を持っております。緊急となれば現場の緊急班というのが行くわけですから、残りの営業課の職員とか総務課の人間が給水班に回っていただいて、給水タンク車に水を入れてエンジンをかけるような、そういった訓練もやってきたところであります。

それから、もう一つは、寒波については、宅地外で配管している所がよく割れたということで、今年も寒波のときに16件ほど管が割れまして、そういった中での応急的な対応など、一般的な全職員を対象にして訓練をしております。

それから太中浄水場においては、水の袋詰めのパッカー車があります。そういった中で3か月に1回、それも計器を点検しながらパッカー車の水をつくる訓練を職員でしているところであります。

大阪府の安心給水栓、これもいざというときに、企業団の配水管の水を近隣に配るということで、この訓練も2月に企

業団との連携で訓練をしてきたところでもあります。全職員がこういう対応ができるように今後も訓練をしていきたいというふうに考えております。

それから、量水器の購入費が減っているということなんですけど、これは、平成14年度に水質基準が変わりまして、そういった中で、メーターの中にも一部鉛管が使われておるということで、私どもは鉛を使っていないものをエンレスと言っていますが、エンレスメーターを平成16年から購入したところであります。そういった中で、8年経てばメーターを替えなければいけないという法律がありますので、平成23年度が8年目になりましたので替えたところであります。全部処分するというのではなく、今度は修繕だけで済むということで、新規購入じゃなくて修繕費でこれを上げて、購入費からは抜いたわけです。修繕費のほうが多少安いので、そういった中で修繕費を上げさせていただいて新規購入は減額になったという事でご理解をお願いしたいと思います。

○山本靖一委員長 東角参事。

○東角水道部参事 先ほどの企業債を増額しても結構な費用で、財政的にどのような推移をするかということですが、確かに原田委員おっしゃいますように、資本的収支におきましては、これまでもそうでしたが、約5億円から7億円ぐらいの赤字が出るかと思われます。ただ、3条予算のほうにおきましては、できるだけ施設の長寿命化を図ることです。こととか、耐震化の促進などによってできるだけ有効かつ長く使えるように考えておまして、3条予算のほうにおきましては、中期財政見通しでいきますと、今のところ、4,000万円なり6,000万円なりの給水収

益の減でいきますと、約5年間、何とか平成28年度まで収支均衡を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、システムの改正でございますが、システム改修につきましては、今回の企業会計制度がかなり大幅な改正というふうになってございまして、大阪市・隣接都市協議会でございまして、北大阪上水道協議会におきましてもシステムの変更というようなことが出ております。内容といたしましては、例えば、これまで企業債でございますと、借入資本金というような形でございますが、これが負債というような形に計上されます。

それから、この2年間の間に固定資産の償却資産の取得時の補助金の経理処理を行わなければならないことでありますとか、リース会計を負債処理とするというようなことがございます。それから、退職給付引当金というのも民間企業と同様な形態にするということもうたわれております。その他、棚卸資産の評価変更でございますとか、キャッシュフローの資金計画が義務化されるというようなことがございまして、システムを新たに導入せざるを得なくなったものでございます。

○山本靖一委員長 宮川部長。

○宮川水道部長 企業団と大阪市の関係の話でございますが、この話につきましては、現橋下市長が大阪府知事時代に大阪市と大阪府の二重行政、この辺の話を持ち出され、一旦は府市統合という話もございましたけれど、昨年4月1日より事業開始した折には、大阪市が加入できない状況にございました。そのような中でこのたび橋下市長誕生とともに、大阪市が企業団に加入という話題になってまいりましたけれども、大阪市が企業団に加入ということにつきましては、大阪市

一市の意向だけでは入りきれない状況がございます。これは先ほど東角参事が申しましたように、既に組織構成しております42市町村の合意をもって初めて団の組織という形になると、こういう流れでございます。ですから、今のところ大阪市が入っていただくに当たっては、42市町村とはいろんな状況の違いがございます。企業団は、私も42市町村に用水を供給、あるいは企業に対して、工業用水を供給と、そういうところでございます。42市町村につきましては、各戸個別に対する供給、こういう事業を行っているというところでございます。ですから、企業団の顧客は42市町村と、こういう状況です。大阪市の場合は、そのすべてを今現在賄っておられる。要は、浄水も行い、企業団から給水を受ける必要もなく、大阪市民に向けて供給できると、こういう状況が整っております。ですから、なかなか私どもの市と性格が多少違うような状況のものがございます。そういうところから、企業団に大阪市が入った場合、それ以上の水余りが発生する。そのような中では今のところ、柴島浄水場、これを廃止して今後活用ができるんじゃないかと、こういうのが大阪市の橋下市長の思いです。ところが、42市町村としましては、大阪市の規模とそれぞれの規模の違いのものがございまして、大阪市が入ることで、どういうメリットがあるのか。各市の思いは、あるところに決まっているんです。要は、安い水を受け取ることで、安い水を供給できる、こういうことを一番願っているんですが、残念なことに大阪府下42市町村の中では、高い所と低い所とこの差がかなりの差がございます。ですから、この穴埋めがうまくできるか、均衡が取れるかどうか。高い所は下がってくるのは、

大いに結構な話ですけれども、低い所が上がってくる、これは考えにくいところがございます。やはり、利用者の合意をどういうふうに理解を受け入れるか、こういうところが話題になっておりまして、どういうふうな入り方をさせていただこうというような形で、先ほど申し上げてました検討委員会というのが、この2月1日に設置された。平成24年度の中で、そういういろんな議論を重ねた上で、平成25年度中に企業団のほうへ加入していただこうと、こういうふうな状況になっています。その中で話題になってますが、先ほどおっしゃるとおりで、42市町村の不利益にあってはならない、そういうことをすぐにはなりませんけれども、企業団に入られたとしてもすぐにはならないと思いますけれども、そういうのを見据えた形で、今後、大阪市の加入に向けて協議しましょうという形で、水道事業統合検討委員会というのが設置されて、それにはワーキンググループですとか、いろんな形で検討・調整会議、そういうものをつくってよりよい統合に持って行くこうという形が、今現状として進んでいる状況でございます。ですから、価格については今のところ、それがきちっと収まってから整理していこうというふうな話になってございますので、まだ、料金体系については、どういうふうになるかという所までは、煮詰まってないという状況でございます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 ある程度、ご答弁で理解を得ておるところでございますが、いずれにしても今後、水需要が減ってくる、減少傾向にある中でのやはり企業会計のあり方というのを十分検討していただいて、進めていただきたいということを要望しておきたいのと同時に、大阪広域水

道企業団、この加入あるいは維持というふうな、やはり、これから非常に大事になってまいります。そういう意味で本市も十分情報を得て、そして我々議員がそのことの理解を深めることができるようにも取り組みを進めていただきたいと思いますというふうに思うわけでございます。機会があれば、いろんなことを申し上げていきたいと思いますが、時間がありますので一応終わりたいと思います。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 昨年、大阪府営水から企業団に移行して、間もなく1年になってくるんですけども、その企業団に加盟をしたことに対するメリット、デメリット、その辺のことについて、摂津市水道部としてどのように受けとめておられるのか、先ほど話が出ておりますように承認水量の考え方について、従来と企業団になって、考え方、方針が変わったのかどうか、その辺のことについてもお答え願いたいと思います。

もう一つは、先ほどから議論になっている大阪市との統合ですけれども、大阪市は独自の柴島浄水場というものを持っておられますけれども、大阪市が加盟をした場合に、その柴島浄水場をなくしてしまう、売却してしまうということになってきますと、東南海・南海地震が近いうちに来るといったときに、果たして統合した結果、大阪市の柴島浄水場がなくなってしまう状況で、府下の市町村の水需要を十分満たしていけるのかを真剣に考えてもらわないかと思うんです。だから、その辺のことについて、今のところ企業団としては、どのように考えておられるのか、つかんでおられる考えがあれば聞かせてもらいたいと思います。

○山本靖一委員長 宮川部長。

○宮川水道部長 本市も企業団の構成組

織としてのメンバーに入って、その中のメリット、デメリットはどのようなかというご質問でございます。

まず、企業団の事業開始以前に用水単価が10円下げられました。これはそういうことを見込まれての判断であったんではなかろうかと思えます。これは利用者にとっても私どもにとっても、プラス要因であったと思えます。やはり今話題になってます、施設が重複しており二重行政と言われる状況の中で、これらが整理されることで、人件費も当然のことながら組織が一つになるということで整理もできます。施設に対する投資、このあたりもまとめ上げることができる。できるだけ無駄をなくすと言いますか、整理していくことで経費を下げていける。経費が下がれば、やはりまた、そういうことの繰り返しがなされるというような話が今のところ、読めるのかなというふうに思っております。

デメリットということになりますと、速やかには思い浮かばないのですが、大阪市が平成25年度に、もし入られて、それ以降、今目指しておられるのは最終的にいつになるかわかりませんが、遠いスパンになると思えます。大阪府一水道という状況下になってまいります。そうしたときには、水道は別組織になるのかなというふうに私は感じております。

その折に、摂津市で水道事業者として、今、取り組んでおります市民に対する細かい部分でのサービス提供が、質をおとさずにできるのかどうかということがあります。と言いますのは、ちょっとした修繕一つにしましても、今は連絡をいただきますと何らかの形で対応できる状況でございます。これが大きな組織になってきて、土地勘もなくなってきた場合、果たして本当に、それが継続できるかど

うか疑問です。この辺の継続をどういうふうにしていくかということは今後考えていかなければならないとは思いますが、そういうふうな、きめ細かなサービスが持続できるかどうか、この辺が私としては、今のところ心配するところかなと思えます。やはり、施設が小さくなりますと私どもも今後、受水する形の中では、その中には設備投資額も当然含まれて、単価の中に入っておりますから、そこらのも軽減されるとなれば、恐らくそういう単価も下方修正されていくのではないかなと考えます。これがメリットと今のところ認識している状況でございます。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 承認水量は従来と変更になるのでしょうか。

○山本靖一委員長 宮川部長。

○宮川水道部長 承認水量の考え方は、先ほども申しあげましたように、718万トンという形をお願いしている状況にあるんですけども、企業団に向けて、私がまだ水道事業に浅いものですから、詳しくは申しあげられませんが、自己水を幾らでできるかで、今70円程度の単価でいただいておりますけども、これの比較をいずれしないといかんのじゃないかなと考えています。ただ、単に比較だけではすまないと思えます。と言いますのは、やはり去年あったような東日本の大震災、このときに自己水がどれだけ活用できるかというのは地域に対する大きな安心感かと思えます。また、長い道中で企業団の水は送られてきます。そういうふうな状況の中で、どこかで破裂した場合、断水してしまうという可能性がございます。本市の自己水も井戸水ですから、地殻変動によっては井戸がつぶれてしまう、こういうことも心配されま

す。ですけれども1つの水源よりも2つの水源があるという、これは一つ安心感ができます。

それともう一つ、今話題になってます福島第一原発、こういう事故の際に広域的な汚染があった場合、この折には自己水であります井戸水というのは、非常に貴重な水になってきます。安心度の高い水になってくるのではないかなというふうな予測もしていますので、今後、水需要と含めまして、うちの施設も更新するべきなのか、縮小していくべきなのか、こういうことも含めた中で、やはり承認水量の考え方は、今すぐではないですけれども、将来的には考えていかなければならないと思います。

それから、大阪市と統合した場合の柴島浄水場、これを閉鎖するという話があります。この分につきましても、今年の1月31日、調整会議ということで首長会議が企業団で行われております。この中でも、企業団が名前を変えられたときには、大阪府の財産はそのまま移行されているんですが、大阪市も企業団に入ってくるなら、それぐらいの覚悟で来てくださいよということです。水が確保できるからといって、柴島浄水場をつぶすのを大阪で勝手にすることがないように確認したいというような話題もございましたので、この辺の所が難しいかなと思います。あとは柴島浄水場をつぶした折の水需要、今のところ水需要としましては、企業団の分と大阪市の分を合わせた場合、かなりの水余りが出てまいりますので、柴島浄水場が閉鎖するという話題になっていますのは、それほどの量が余ってくると、こういう認識になってございます。ですので、うまく統合ができた折には、柴島浄水場の水量をあてにしなくても水量については問題ない。ただ、ど

こで災害が起きるかわからない、施設がどういつぶれ方をするかわからないという考え方で心配しますと、そう簡単にはつぶせないんじゃないかと、こういう話になりますけど、それを存続させますと維持管理費がまた重なってまいりますので、非常にこの辺の判断というのは難しい所があるかと思えます。

今後、そういうところも含めまして、企業団と大阪市とは協議されていくというふうに思っております。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 部長の方から、718万トンという数値を企業団のほうへお願いしているという話ですけれど、従来は、大阪府は画一的に摂津市にも承認水量という形で供給をします。水量を減らしてもらおうというお願いをしても、なかなか減らしてもらわなくて、徐々に減らしてもらっております。そういう点では、やはり、企業団になってそういう水量等について、今後どうなっていくのかということを私は心配しております。

水需要が減ってきて水量も少なくなってくるということになってきますと、摂津市の水道で賄える部分が、段々多くなってきます。そういう場合に大阪府に対して今のところ、当面賄えるので承認水量を減らしてもらえないかという形で弾力的に減らしてもらえるとということになっていくのか、企業団全体の事業だから、個々の自治体の事業で承認水量を変えていくことはできないということになってくるのか、その辺のことについて、やはり私たちはきちりと押さえておかないといけないと思うんですけども、その辺は摂津市の水道部としてどういうふうを考えておられるのかお聞かせください。

それともう一つは、大阪市と統合した場合に大阪市の水量が十分賄えるという

ことで余ってくるという話がありますけれども、それは先ほども申し上げましたように、大きな天災みたいなものがなかったらいいんですけども、あったときに企業団の処理能力は、大きな打撃を受けて処理ができないという事態もありますし、その点では平時ではなしに、そういう非常時の水量の確保ということも考えていくべきだと思うんですけども、この辺は企業団としてどのように考えているのか、会議の中でそんな話が出ていないのかどうか、それについてお答え願います。

○山本靖一委員長 宮川部長。

○宮川水道部長 承認水量の関係ですけども、私が確認してますのは、718万トンにおさまるまで、やはり、いろいろ議論もあったようです。以前は、おっしゃるとおりだったような気がします。ただ、最近、企業団になってから水量718万トンまで落としていただきたいという形の中では、もったいをつけての話ではなしに、私どもの意向、それと自己水の活用、このことは今のところ、理解していただいていると、私はそういう認識しております。ですから、今後、自己水が先ほどおっしゃいましたように、自己水優先でしていくことが、本市の水道行政をやっていく中では当然の話かなというふうに思っておりますので、そういうふうな事態になってまいりますと、やはり、この承認水量718万トンの部分について、やはり、減量をお願いにあがるということになってこようかと思えます。

それと正直なところ、こういう統合会議の中で、天災があった場合だとかいうまでの話題は、今のところ出ておりません。ただ、私どもと同様に、やはり耐震ということについては、それぞれの施設の検討をなさっていると、これが事実ではないかなというふうに思います。ただ、

私どもは耐震の調査等を行っておりますけれども、去年の東日本大震災のように想定外といいますか、そういうふうなものも出てまいりますので、どの程度の地震想定をするべきなのか、これもまだ基準が明確に出されておられませんので、その辺の所の整理は、今後、協議していかなければならないのではないかなというふうに思っております。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 部長の答弁で了解をするんですけども、やはり、平時のことだけを考えないで、これだけ東日本大震災で大きな被害が出て、東北地方の水の供給がどうなっているのかなということを大変心配します。そういう点で、大きな災害がきたときに、企業団の処理能力をはるかにオーバーしてしまうというようなことになってきたときに、摂津市の水量が足りないというときに十分な供給をしてもらえないということもある程度想定をされてきますし、そういう点では、市民の命の水をどう確保するかということについては、平時あるいは災害時とを含めて、十分に取り組みをしておいてもらうということをお願いをしておいて終わります。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原修委員 承認水量と自己水とのバランスという形で、これだけ給水収益が減ってきたところで、給水収益を見込んでいくためのどういう形で営業努力を今後されるのでしょうか。

また、先ほど原次長からもいろいろ、東日本大震災の被災地に職員の方が行っていただいて、現地を見てもらった上で、防災対策として、いろいろ他市と協定などを結ぶ中で、今後やっていくということは、お聞かせいただきました。その中において、今度市内において、例えば、

先ほど部長の答弁にもありましたように、途中で水道管が破裂したとか、市に供給されない場合に、例えば自己水をくみ上げたときにどう持っていくとか、水道部のほうで支援のシュミレーションをされているとは思いますが、市民の方とどのような形で連携して供給できるのかということをもし考えておられるのだったら、その辺の考え方を一度聞かせていただきたいと思います。

○山本靖一委員長 原次長。

○原水道部次長 緊急の場合、市民との連携の関係でどうするのかということですが、地域の校区の防災訓練関係は、給水車を運びながらその地域にこういう形で給水応援をするということのPRを兼ねて参加させていただいております。以前にも説明させていただきましたように、緊急時について自己水の確保ということで、千里丘送水所の緊急遮断弁、それから鳥飼送水所の緊急遮断弁で、震度5以上の地震が起きれば、遮断弁がとまるということで、水の確保ということで、配水池が大体7,500トンほど2か所であるんですけど、その大体50%ということで想定しています。そういった中で、鳥飼、千里丘にしる近隣の方が来られれば、そこで給水活動をするということで、太中浄水場については、地下に3,000トンの配水池があります。このように、水の確保も含めて考えております。それで、一般的に言われてます非常時から、大体人間一人が生活するのに必要な飲料水ということで、一人3リットルで大体4日間。それから4日過ぎますと、生活用水一人大体20リットルをみてまして、それが大体1週間ぐらいまでということをも想定しますと、摂津市の人口を8万4,000人で計算しますと、大体1週間ぐらい持つのかなという考え

でおります。そういった中では、1週間は近隣の応援も含めて何とかいけるのかなということで、日常の業務も含めて、そういう常に地域に出て、いろんな給水活動の想定、シュミレーションをしながら頑張っているところであります。

○山本靖一委員長 林課長。

○林営業課長 給水収益を上げるための営業努力というお問い合わせなんですけれども、なかなか今の現状で営業努力で給水収益を上げるという、すぐにお答えできるようなものは何もない状況なんですけれども、もちろん水道水は、安全で安心で低価なものであるというのが当然でありますので、その辺では通常、料金のお話をするときにはペットボトル1本買われる同じ値段の100円で、水道水では1,000リットル買えるというようなお話をさせていただいたりですね、ですから通常、蛇口をひねって出される水がどれぐらい安価なものかというような量の比較でお話をさせていただいています。ですから、その辺で水道が安全で、当然飲み水ですので、その辺では同じペットボトルを買われても、その何倍、何百倍もの量がお使いになれますよというような、今のところ、PRしかないんですけども、それがすぐに給水収益にはね返ってくるかというのは、なかなか難しい現状ではあります。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原修委員 ご苦勞はよくわかるんです。けども、入ってくる金額をふやさない、これから維持できないというのは見えておりますので、だからそういう形で、ペットボトルとか、太中浄水場のおいしい水みたいな、どのぐらいできるのかわからないですけど、また、小学校なんかでも水を備蓄するというような形も出てきてますので、原次長のお話だっ

たら、1週間ぐらい摂津市の水で確保できるというようなPRはしてもらっているんですけど、その辺をもっとしっかりPRしてもらって、本当に摂津市の中では自己水とか、その辺で1週間分ぐらいは確保できるということを言ってもらえば、市民の方も安心してもらえると思います。

また、そういう備蓄に関しては、今あるのは大阪府が過去につくったようなペットボトルというか、缶を過去につくっていました。摂津市でも、過去お願いしたんですけど、やっぱり1本の単価が高過ぎるから、そういう形のものができるかどうかはわからないんですけど、今そういう形でメーカーにつくらせたら、もっと安価にできるとか、いろんな形で摂津市の自己水、太中浄水場の自己水は本当においしいものがありますので、そういうのを備蓄用として水のPRも兼ねてしていただいて、水道事業会計の安定的な取り組みを今後ともお願いしたいと思えます。また、防災に関しましては、きっちり取り組んでもらっていますので、市内の連携というところで、より完璧なものを目指して取り組みをしていただきたいということをお願いして終わります。

○山本靖一委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時47分 休憩)

(午後3時17分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第20号の審査を行います。

補足説明を求めます。

宮川部長。

○宮川水道部長 それでは、ご説明申し上げます。

議案第20号 摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工

事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

本件は、平成23年 法律第105号 第二次地域主権改革一括法による水道法の改正が行われ、平成24年4月1日から施行されることに伴い、制定するものでございます。

それでは、制定条文につきましてご説明申し上げます。

第1条は、水道法の改正により水道事業者または、水道用水供給事業者となっている地方自治体の布設工事監督者の配置基準、及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を条例で定めることとなったため、その趣旨を規定しております。

第2条は、水道の布設工事を行う場合、職員または第三者にその工事の施工に関する技術上の監督業務を行わさなければならないこととされており、布設工事監督者を配置すべき水道の布設工事の範囲を定めております。

第3条は、水道の布設工事監督者の履修経歴、経験年数についての資格基準を第1号から第6号までに定めております。

第1号は、大学で土木工学科または衛生工学、水道工学の履修課程を卒業した後、水道の事実上の実務経験2年に以上の者。

第2号は、大学で土木工学かまたは衛生工学、水道工学の履修課程以外を卒業した後、実務経験3年以上の者。

第3号は、短期大学、高等専門学校で土木科の履修課程を卒業した後、実務経験5年以上の者。

第4号は、高等学校、中等学校で土木科の履修課程を卒業した後、実務経験7年以上の者。

第5号は、水道の技術上の実務の経験、経験者は、実務経験10年以上の者と定

めております。

また第6号は、大学院研究科で衛生工学、水道工学の履修課程専攻者等についての資格基準を。

第7号は、外国の学校で衛生工学、水道工学や土木科の履修課程を習得した者等についての資格基準を。

第8号は、技術士法に基づいて行われる国家試験の合格者で、水道の技術上の実務経験1年以上の者とそれぞれ資格要件といたしております。

次に第4条は、水道技術管理者の履修経歴、経験年数についての資格基準を第1号から第5号までに定めております。

第1号は、ただいま申し上げました水道の布設工事監督者の資格を有する者となっております。

第2号は、大学で土木工学科以外の理系学科目の履修課程を卒業した後、水道の技術上の実務経験4年以上、短大、高等専門学校で、理系学科目の履修課程を卒業した後、実務経験6年以上。中学・高校で理系学科目の履修課程を卒業した後、実務経験8年以上の者。

第3号は、大学、短大、高等専門学校、中学、高校で文系学科目の履修課程を卒業した者についての資格基準を。

第4号は、外国の大学、短大、高等専門学校、中学、高校での理系学科目あるいは文系学科目を習得した者についての資格基準を。

第5号は、厚生労働省が定める水道の管理に関する講習課程を修了した者とそれぞれ資格要件といたしております。

なお、条例の附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。
○山本靖一委員長 説明が終わり質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 確認をしておきたいんですが、条例に基づく工事監督者なんですけども、これは水道部の職員の中にそういった人を、資格を持った人を置いておかないといけないということをここでは言われているのか、もう少し拡大解釈をすると、例えば水道工事を行う業者の中に、この監督ができる資格の者を置いとかないといけないということになるのか、その辺を整理して教えていただけませんか。

○山本靖一委員長 原次長。

○原水道部次長 発注する側の工事監督者の資格を有する者ということでありませぬ。

○山本靖一委員長 よろしいですか。

原田委員。

○原田平委員 布設工事監督者あるいは水道技術管理者の資格が必要ということでありませぬ。本市水道部において、それぞれどれくらいおられるのかお聞きをいたしたいと思ひませぬ。

○山本靖一委員長 原次長。

○原水道部次長 この該当する有資格者は、現在のところ水道部正職員で38名のうち25名が該当します。これは太中浄水場の監視業務の実務経験者も含まれます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 水道技術職員もですか。

○山本靖一委員長 原次長。

○原水道部次長 両方ともです。ただ、対象者は、実務経験10年以上とか、内訳は多少違ひませぬ。大学、専門学校で、高校の専門学校でとか、いろいろとありますので、内訳として該当する有資格者は一応現在ところ25名ということなんです。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時24分 休憩)

(午後3時25分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第37号について審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時26分 休憩)

(午後3時27分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第38号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

木村委員。

○木村勝彦委員 水道事業会計の減免制度の廃止についてですけれども、この制度は昭和47年、今から40年前、社会福祉の増進に寄与する目的で昭和47年10月1日スタート。平成15年の第2次行財政改革で減額を基本料金の半額に変更。さらに平成22年3月策定の第4次行財政改革実施計画にて、平成24年度中に福祉減免廃止がうたわれたということであります。

水道部として、40年間そういう社会福祉の増進に寄与されてきたわけですから、そういう点で、それが廃止されるということになれば、当然やはり後のフォローをどうするかということを担当部局に要求をされるということもあってしかるべきだと思うんですけれども、いや、もう廃止するから後のことは関係ないんだということになるんか、あるいは40年間続いてきた減免制度が廃止をされる

に当たっては、水道部として、やはりその後、そういう社会福祉の増進にどういうふうに寄与していくんだということを担当部と話し合いをする、折衝するということも私はあってしかるべきだと思うんですけど、その辺のお考えを一遍お聞かせ願いたいと思います。

○山本靖一委員長 宮川部長。

○宮川水道部長 今回、この条例の第32条、料金手数料の減免、この分につきまして福祉減免部分の内容を削除させていただいたと。ご指摘のとおり、福祉施策の一環として実施しておりました。

この流れでございますけれども、先ほども昭和47年というお話が出ております。私も昭和47年の当時の議事録を再読してみました。その流れの中を見ますと、その当時、いろんな議論がなされたような気がいたします。企業として、どういう事情で一番最初、条例に含まれたのかということをお私には理解しておりませんが、昭和47年当時のことを確認しますと、福祉に対して水道企業というものが手を差し伸べることが問題かというようなご答弁が市長のほうからあったように思います。

一方、議員のほうからは、公営企業としてそういう施策をとることが本当はどうなんだというような問いがありました。その折に、企業として一助の手を差し伸べることが何が問題でしょうというような答弁であったかというふうに思います。

それ以降、いろいろ経過があるようで、私が聞いている範囲につきましては、昭和56年、この折にいろいろまたお話が出たようでございます。その折に、福祉施策の減免対象の追加変更がなされていたようで、このときに福祉減免にかかる費用は、公営企業における経費の負担の原則及びその一般行政施策の観点から、一

般会計で補填するというような話もなされたようでございます。

それ以降、平成15年にこの福祉減免を2分の1というふうな形でなされました。このときにも行財政改革の中でうたわれていたかのように思っておりますし、その折にも担当課が集まった中では廃止論から入っております。廃止論から入った形の中で、2分の1というところに落ちついたように記憶いたしております。その折にも廃止という言葉がございましたから、廃止期間も3年にするのか、5年にするのか、猶予期間を定めて2分の1とするのかと、こういうふうな選択もございましたけども、とりあえず15年の折には2分の1にするというところで落ちついたように認識いたしております。

今回、2分の1から廃止するという事です。水道部として福祉施策にどう寄与していくのかというふうなお話かと思えます。私どもも公共の福祉の増進ということが、一つの事業運営の中での課題ということになってございます。基本的にこれという施策にはならないかもしれませんが、本市だけではないとは思いますが、水道料金の体系の中での考え方があります。この中で申し上げますと、2分の1の制度の当時には、基本料金は10トンという状況でございました。10トンということについて、2分の1というふうな計算をさせていただいたという、こういう流れがございません。

その流れの中で、今回、見直しの時期として第4次行革に表現がなされたことを受けて、福祉のほうともご相談申し上げて、再構築という話題がございまして、そんな話の流れを伺った中では、その猶予期間として決めてはおりませんでしたけれども、その時期が来たのかなと

いうような話もさせていただいたという状況でございます。

今申し上げましたように、水道部としましては、水道料金体系、この分で10トンに6トンに落とさせていただいたという経緯でございます。料金体系で申し上げますと、通常、一月20トンで計算させていただきまして、大阪府の順位が何番ぐらいに入るかというふうな流れになってこようかと思えます。そこらで見ますと、今、20トンベースでの流れで申し上げますと、大阪府下で言うと、半ばぐらいに位置する状況にあるかなというふうに思っております。

基本料金につきましては、本市はまだ低い方をとってる状況にございまして、6トンというのをとらせていただいた。その中で申し上げますと、基本料金の低さで申し上げますと、府内では4番目に安い状況になる。北摂7市3町の中では、一番安いという状況になります。ですから、このあたりが公共の福祉の増進という形の中で寄与させていただいてる状況にあるのかなというふうに思っております。

ただ、やはりこの福祉減免という形で、企業のほうで取り扱うということ、これは水道事業は独立採算制を基本という形になってございまして、特定の方に減免するというふうな内容になりますと、ほかの利用者の方にその費用を転嫁するという事も相なってまいります。ということになりますと、その公平性の原則から、水道が負担するのではなくて一般行政の負担が望ましいというふうな思いもございまして。

ただ、今後、こういう話の流れでは、私どもとしては、料金体系をどういうふうに見詰めていくかということが課題として残ってくるのではないかなと、

このように考えております。その点、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 私が聞いている部分とは違うんですけども、この減免制度がスタートしたときの基本は、社会福祉の増進ということが大きな柱です。

ところが、廃止論が議論されるということは、私は納得がいかへんのです。今私が聞いているのは、この減免制度が廃止されるに当たって、社会福祉の増進という視点から水道部として、後どうするんだということを、例えば、所管の担当のところにその考え方を聞いて、それやったら社会福祉の増進が後退しないということの理解と納得をした上で廃止をするというのが私は正論だと思うんですけども、そういう担当部との協議というのはどのようにされたんか、私たちは、社会福祉の部分についてここで質問するわけにはいきませんし、そういう点では事前に担当のほうに問い合わせたところ、いろいろとあるけれども、総額で2, 119万円、障害福祉で1, 584万円、それから高齢者福祉で271万円、子育て支援策で264万円の金額をフォローしていくんだと。

それで今まで、そういう減免措置を受けて恩恵を受けておられた方々が、すべてクリアできるんかと言ったら、できない部分があると。例えば、生活保護を本来なら受ける人が、やはり昔からの考え方でお上のお世話になるのはいかんと、自分たちが努力せないかんという形で生活保護も受けなくて、わずかばかりの年金で生活されておられる方もいらっしゃいますし、無年金の方もいらっしゃいますし、そういう人たちがそういう水道の減免制度が廃止をされて、どうその人た

ちをフォローされていくんかということが、私は非常に心配になります。

そういう点では、ここでその具体的な中身を聞くわけにはいきませんし、これですべて減免制度を廃止するんだということではいかれるんか、私が申し上げたように、そういう減免措置がなくなって、カバーされない人たちをどうするかということ、私は聞きたいと思います。そういう点では、委員長にお願いしたいんですけども、休憩をとっていただいて、私たちがそのことを聞く機会を与えていただきたいと思うんですけども、委員長の計らいをお願いしたいと思います。

○山本靖一委員長 他の方の質問をお聞きした後でよろしいでしょうか。

○木村勝彦委員 はい。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 この問題につきましては、私どもの代表質問で三好幹事長が提起をいたしまして、対象者の中に高齢者の問題もあるということで、高齢者の定義というか、65歳以上ひとり暮らし高齢者、所得制限なしと色々な状況があるだろうということで定義をいたしましたけれども、具体的な答弁が得られなかったということで委員会のほうに任されたわけでありまして、先ほど木村委員が言われたように、そういったことについてのお考えはもうなしで、一切一律に廃止をしてしまうという考え、一部修正するような気があるのかどうか、そこらをお伺いしたいと思います。

○山本靖一委員長 宮川部長。

○宮川水道部長 水道部としては、福祉施策にかかわる内容としまして、今までの具体的な内容、こういうものにはそぐわないかなというふうに認識しております。

それは、一つは、先ほども少し申し上げ

げましたけども、独立採算制をもって企業を営んでいるとこういう状況でございます。平成15年の2分の1の減免という折に、日本水道協会のほうへそういう考え方について確認してる記載事項がございます。この中で、水道事業は地方公営企業法に基づき、利用者からの収入、財源をもとに経営を行っている以上、この財源をもって福祉減免制度など一般施策的なものに充てることは、公営企業といえども好ましくないと、こういう内容の話が出されております。

これは何かと申しますと、地方公営企業法の第17条の2、経費の負担の原則という項目がございます。この中に、要は性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てるのが適当でない経費というような言葉も含まれております。こういうところから、そういう判断をなされた。すると先ほど申し上げましたように、負担の公平性、特定の方に減免をすることで、その部分を利用者の方に転嫁すると。料金転嫁という形のもので発生するので、こういう表現が出されたのかなというふうには、私ども今のところ認識しておるところでございます。

そうした中で、福祉の増進についてはどうなんだと。私どもとしましては、低価な価格をもって安心な水を供給する、これが一つの第一原則かなと。やはりそういうふうな形の中で、私どもとしましても、基本料金の枠を10トンから6トンまで引き下げた形の中で努力させていただいたと、このあたりが私どもとしてできる範囲のところかなというふうに思っておりますので、福祉の施策につきまして細かいところまで私も議論申し上げますけれども、企業の中で考えますと、今のところ私としましては、そういうふうな考え方というふうに思っております

ので、どうぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 負担の公平性という立場から、部長の見解を述べられたと思いますが、もともとその負担の公平性というのは、当時から水道の公営企業という方針からでもあったわけでありまして。今ここに至って部長のこの考えがあって、長年続いてきたこの制度について、やはり私は異議を申し立てたいというふうに思うわけだけど。そういう意味で、木村委員が委員長に取り扱いを一任されたわけでありましてけれども、そういう立場に立って、やはり見直しをしなければならないところは見直しをするけれども、すべてを一律的に廃止をするということについては、いささか問題があるというように感じておるわけでございます。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 先ほどから議論されております内容でございますけれども、私どもも代表質問の中でも申し上げましたけれども、市民の目線に立ったら、反対させていただきたいような思いであるということで申し上げましたし、確かにこれは水道の部分だけの条例ということになってますけど、やっぱりその影響を受けられる方のことを考えますと、これは全体で考えていかないといけないというようなことだと思っております。

特に高齢者で生活を切り詰めながら頑張らせていただいている方もおいでになります。そういった方にとっては、たかが1,000円かもわかりませんが、大変大きな影響を受けるということになりますし、そういう意味では、ここでは福祉のことをお聞きできないわけですが、そういうことを聞かせていただかないと、この判断がしにくいというのが

現状のところでございますので、先ほど、木村委員もおっしゃっておられますように、一度そういう考え方を聞かせていただく場を設けていただきまして、その上で判断できるかどうかということを考えていたいと思います。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 暫時休憩します。
(午後3時45分 休憩)
(午後4時26分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。
議案第38号については、今日はこの程度の質疑にとどめておきます。
暫時休憩します。

(午後4時27分 休憩)
(午後4時28分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。
討論に入ります。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第2号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第5号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定

しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第10号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第12号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第18号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第20号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第33号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第37号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

暫時休憩します。

(午後4時31分 休憩)

(午後4時32分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

本委員会の所管事項に関する事務調査
についてを議題といたします。

ご承知のとおり、平成24年度から委
員会行政視察に予算が計上されます。

つきましては、当委員会でも、まず、
目的・必要性を議論し、視察を実施する
のか、しないのか、また、行う場合は、
視察先・日程・視察内容等を決定しなけ
ればなりません。先にその確認をして、
それから提案があればお受けしたいと思
うんですが、実施をするということで異
議ございませんか。

原田委員。

○原田平委員 閉会后、次の議会までの
間ということですか。ではなく、この調
査をやるということは1年間ですか。

○山本靖一委員長 平成24年度末まで
の1年間です。それでその間にいろいろ
と提案をしていただいて、日程とか、そ
ういうことを提案していただきながら、
そういう場所をつくりながら相談してい
きたいと思います。

委員会視察を行うことについては異議
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 異議なしと認め、そ
のように決定いたします。

なお、時間の関係上、視察先を今日す
ぐには決められませんが、所管事項の内
容について確認をさせていただきたいと
思います。都市計画行政、それから土木
行政、それから下水道行政と水道行政の
4つの件について、平成24年度末まで

閉会中も調査することで異議ございませ
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 異議なしと認め、そ
のように決定いたします。

なお、議案第38号については会期中
に継続して審査をさせていただきますの
で、本日の審査はこの程度にとどめ、散
会いたします。

(午後4時36分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定によ
り署名する。

建設常任委員長 山本靖一

建設常任委員 野原修